我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る 食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書 ハンガリー回答(仮訳)

食品安全委員会

概評:OIE はハンガリーを「管理されたリスク国」と分類しており、日本国もこの判断を受け入れるべきだと考える。一方で、ハンガリーにおける BSE の現状に関し、詳細な情報を求める日本国の要請は大いに理解できるものであり、従って、OIE の調査など、入手可能な情報源の全てを用いてデータを提供する。

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1 生体牛の輸入

1.1.1 輸入規制の概要及び規則(法令)

牛海綿状脳症(BSE)関連規則について、以下を記載。規則(法令)の原文を添付すること (1)施行及び改正時期ならびにその内容(規制の変更があった場合はその都度記載する)

	ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)
時期	規制の内容
2004年5月1日まで	EU への加盟が認められるまで、ハンガリー国での生体の動物、動物製品および動物
	用飼料の輸入許可は個々の判断に基づいて行われていた。すなわち、動物、動物製
	品もしくは動物用飼料のハンガリーへの輸入を希望するものは、農業・地方開発省
	の動物衛生食品管理部へ申請書を提出することが義務づけられていた。動物衛生食
	品管理部は、報告書および OIE の勧告、また獣医学の最新情報に基づいて、原産国
	の動物の衛生状態の検討を行った。当該国より動物の感染症が持ち込まれる可能性
	がある場合は、それがいかなる感染症であっても、輸入許可は与えられていない。
	1987 年以降、英国からの輸入に関しては、生体牛、牛の精液、受精卵および食肉ま
1987 年以降	たは羊および羊製品の輸入許可書を発行していない。1996 年、EU 委員会決定
1996年	96/239/EC に調印した。
	│ │少数の BSE 感染のみが確認されている国々(アイルランド、フランス、スイス、ポ
2000年12月31日ま	│ │ルトガル、オランダなど)からの生体牛、牛の精液および受精卵の輸入に関しては、
で	 以下の文面を掲載した証明書が別途必要となっていた。
	「これらの生体牛、牛の精液および受精卵は、これまでに BSE への感染が全くない
	 動物群に由来するものであり、また動物は、反すう動物性たん白質(乳を除く)を
	飼料として与えられていない。」
	この処置は、2000 年 12 月 31 日まで行われた。
	2001年1月1日以降 (EU 加盟日まで)、動物衛生食品管理部は、以下の条件を満た
2001年1月1日から	す国からの生体牛、牛の精液および受精卵、また他の牛製品に対し輸入許可書を発
2004年5月1日まで	行していた。
	・ 当該国にBSE への感染がない、あるいは、OIE国際動物衛生規約条項2.3.13.2
	に基づき感染がないと判断できる。
	・ 当該国が、該当する EU の対策と同等の BSE 予防対策をとっている。あるいは、
	・ と畜牛製品の輸入に関しては、個々にプリオンのテストを行い陰性の結果を得
	た個体に由来する製品である場合のみ、BSE 感染のある国からの輸入が許可さ
	れる。
	2004年5月1日(ハンガリーの EU への加盟日)以降、輸入は共同体の法規に基づ
2004年5月1日以降	いて行われている。輸入措置は、添付資料 IX に掲載の欧州議会・理事会規則 No
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	999/2001 (EC) に定められている。

添付資料1および2に掲載された、欧州委員会決定96/239/ECおよび999/2001 (EC)を参照のこと。

(2)第三国経由での輸入に対する規制

EUへの加盟以前は、各輸送品は、国境動物検疫所 (BIP) で管理登録されていた。加盟日に、ハンガリーと他の加盟国との国境に位置するBIPは全て閉鎖され、各輸送品の登録は終了した。

2004年5月1日(ハンガリーのEUへの加盟日)以降、輸入は共同体の法規に基づいて行われている。

輸入された動物は、ハンガリーの動物群と合流する前に全て検疫を受けなくてはならない。以前は、このような観察はハンガリー内において行われていたが、2004年5月1日以降は、他のEU加盟国からの輸入に関しては、他の加盟国においての観察も許可されるようになった。

(3)罰則規定

2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI(前 1995 年付け家畜に関する法令 XCI)により、輸入許可書なしに動物を輸入した者には、 $20,000\sim3,000,000$ HUF の範囲の罰金が課せられていた。

不法に輸入された動物は、国からの補助金なしに処分対象となる。

1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

中央政府レベル:

中央政府の以下の所轄機関が、家畜に関する証明書の認可と承認を担当していた(いる)。

2006年8月以前:農業・地方開発省、動物衛生食品管理部

2006 年 8 月以降 2006 年 12 月 31 日まで:農業・地方開発省、フードチェーン安全および動物衛生部

2007年1月1日以降:中央農業局動物保護部動物衛生および動物保護局

地方レベル:

管理対策は、地方レベルにおいて以下の所轄機関が担当していた(いる)。

地方農業部(前地方動物衛生および食品管理局)の地方フードチェーン安全および動物衛生局、および国境動物検疫所

EU への加盟以降、ハンガリーへの生体動物の輸入は、他の EU 加盟国の BIP を通して行うことも可能となった。 従って、ハンガリーの BIP を通す必要はなくなった。

1.1.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報(年次別、国別頭数) (参考: H.S.Code; 01.02)

(頭)

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
英国		57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ		0	0	0	0	0	0	35	572	95	208	294	1912	1237
ベルギー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3	0
デンマーク		0	0	2	0	0	0	0	324	0	180	84	380	102
フランス		4	50	40	6	0	0	0	2	2	178	46	418	2
スイス		0	30	35	50	33	40	40	5	0	0	0	0	0
ドイツ		3	1	0	112	8	42	11	125	28	344	24	598	381
イタリア		0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	283	84	203
チェコ		0	0	0	0	8888	5968	4293	1104	0	3	2438	0	798
スロバキア		0	0	0	0	0	0	8501	515	40	0	0	0	176

Country	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
英国	0	0	0	0	0	0	457	
オランダ	702	178	67	475	476	981	1205	
ベルギー	0	0	1	3	0	1	0	
デンマーク	0	0	0	2	0	0	105	
フランス	4	13	1	105	154	174	213	
スイス	0	0	0	0	0	0	0	
ドイツ	29	0	15	579	432	1278	1979	
イタリア	120	4	99	0	10	48	2	
チェコ	1035	777	3648	14048	6897	6710	6887	
スロバキア	54	0	529	3026	3173	6646	4527	
オーストリア	1	159	156	178	324	206	824	
ポーランド	871	311	1864	1357	0	2980	4609	
ルーマニア	255	478	0	266	129	901	198	
リトアニア	0	0	0	65	1063	2162	3525	
セルビア・モンテネグロ	0	0	0	73	0	0	0	
ラトビア	0	0	0	0	0	57	1430	_

注:1987~1999

1. 以下の国からの生体の牛の輸入はない:

ルクセンブルグ、アイルランド、日本、リヒテンシュタイン、ポルトガル、スペイン、ギリシャ。

- 2. 表には、1992年より前にと畜目的で輸入された牛のデータは含まれていない。
- 3. スロバキアからは、1993年に8331頭、1994年に515頭の牛が、と畜目的で輸入されている。
- 4. チェコからと畜目的で輸入された牛の頭数は以下の通りである。

1991年: 8888頭、1992年: 5676頭、1993年: 4293頭、1994年: 1104頭、1997年: 2438頭、

1999年:196頭。

データが存在するのは、感染国からの輸入データのみである。OIE-codex は、感染の可能性のある生体牛の輸入に関し、過去7年間のデータのみを要求している。

出典統計:1999年までのデータは、ハンガリー中央統計局の輸入データによる。

その後のデータは、ハンガリーウシ科動物個体識別登録中央データベースによる。

1.1.4 BSE リスク国*からの輸入牛に関する情報

- (1)国内牛の BSE 因子への暴露要因となった可能性のある輸入牛 (レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛等) の頭数
 - * BSE リスク国: 欧州食品安全機関(EFSA) の地理的 BSE リスク(GBR)でレベルⅢまたはⅣと 評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国(別添参照)

OIE が OIE 加盟国の BSE ステータスを決定しているため、GBR 分類はもはや適用されない。ハンガリーのレンダリングおよび給餌システムでは、BSE 感染国から輸入を行う場合においても、国内の牛への暴露を避けることが可能である。

(頭)

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999

国	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
名								

山曲幼乳			
出典統計			

(2) 暴露要因とならなかったと考えられる牛群それぞれについて、暴露要因とならなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

ハンガリーにおける給餌の慣習およびフィードバンの法律のため、国内産 MBM および輸入 MBM が反すう動物の給餌に使用されたことはない。MBM は、主に豚や家禽の給餌(2003 年までのみ)またはペットフードの生産に使用されていた。

ハンガリーのレンダリングシステムでは、BSEの予防に十分な保証が得られる。

当アンケートの関連事項を参照されたい。

1.1.5 輸入牛で BSE 感染牛が確認されたことがあるか

ある場合、当該牛の処分方法と、コホートの扱いについて明記。

確認されたことがある。

2007 年 9 月 27 日、スロバキアから輸入された 1 頭の牛で、BSE が確認された。30 か月齢超のこの牛は、2007 年 9 月 10 日、直後に通常と畜を行う予定で輸入された。

迅速試験で陽性となった後、欧州議会・理事会規則 999/2001 (EC) の添付資料 III, A 章、第 I 部ポイント 6.4 および 6.5 に定められた方策がとられた。

「6.4. 迅速試験で、陽性あるいは不確定となった動物の死体は、B 章(III)に示された記録に関連して保管する部分を除き、皮革も含む全てを欧州議会・理事会規則 1774/2002(EC)の条項 4(2)(a) および (b)に従って処分しなくてはならない。

「6.5. ヒトの消費のためにと畜された動物が迅速試験において陽性あるいは不確定となった場合は、当該個体と同じと畜ラインにある個体のうち、少なくとも当該個体の直前の1頭および直後の2頭を6.4.に定めた方法で処分しなくてはならない。例外として、加盟国は、添付資料 X、C 章、ポイント3.1(b)に示された確認試験によって迅速試験の結果が陽性あるいは不確定と確認された場合のみにおいて、前述の死体を破棄する決定を行うことができる。」

ハンガリー主席獣医官(CVO)は、スロバキアの CVO に対し、迅速試験における陽性結果を報告した。また、ハンガリーの CVO は、欧州委員会、OIE およびスロバキア CVO に対し、確認試験の結果を連絡した。

ハンガリー原産の群において BSE が発生したことはない。

1.2 肉骨粉 (MBM*) の輸入

* MBM: EFSAのGBR評価のMBMと同様にH.S.Code (2301.10) に含まれる全てのもの。

1.2.1 輸入規制の概要及び規則(法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則(法令)の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容(規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
	EU への加盟が認められるまで、ハンガリー国での生体の動物、動物製品およ
	び動物用飼料の輸入許可は個々の判断に基づいて行われていた。すなわち、動
	物、動物製品および動物用飼料をハンガリーへ輸入したいと考える者は、農
	業・地方開発省の動物衛生食品管理部へ申請書を提出することが義務づけられ
	ていた。動物衛生食品管理部は、報告書およびOIEの勧告、また獣医学の最
	新情報に基づいて、原産国の動物の衛生状態の検討を行った。当該国より動物
	の感染症が持ち込まれる可能性がある場合は、それがいかなる感染症であって
	も、輸入許可は与えられていない。
1987 年から	1987 年、英国で初の BSE 感染例が報告されて以降、英国からの輸入許可を却
	下している。その後、英国を原産地とする、あるいは英国から供給される、肉
	骨粉、獣脂かす、あるいはこれらを材料として使用した飼料に対しては、輸入
	許可書を発行していない。
1996 年	1996年、ハンガリーは、EU 委員会決定 96/239/EC に調印した。
	少数の BSE 感染のみが確認されている国々 (アイルランド、フランス、スイス、
	ポルトガル、オランダなど)からの肉骨粉、その他類似製品、また、牛由来の
	原料を含む飼料の輸入に関しては、以下の文面を掲載した証明書が別途必要と
	なっていた。

「肉骨粉、血粉、および飼料(反すう動物以外の動物種用のもの)は、これまでに BSE への感染が全くない動物群に由来する動物、また、反すう動物のたん白質(乳を除く)を給餌されていない動物から得た原材料のみを使用している。」

2001年4月30日以前 2001年4月30日以降 2003年まで 2001年4月30日以前は、輸入MBMはブタおよび家禽の飼料として、また、ペットフードの材料として使用されていた。2001年4月30日以降は、CVO No 32579の内部指導に基づき、輸入MBMはペットフードのみに使用されていた。 (添付資料 6)

ハンガリーにおける給餌の慣習および禁止の法律のため、国内産 MBM および輸入 MBM が反すう動物の給餌に使用されたことはない。 MBM は、主にブタや家禽の給餌(2003年までのみ)またはペットフードの生産に使用されていた。

MBM が英国およびポルトガル (1998 年以降、ポルトガルの罹患率が高くなっている) から輸入されていないことは重要である。ドイツ、イタリア、フランス、オランダ、ベルギーおよびスペインからは、大量の MBM が輸入されているが、OIE のデータによると、これらの国々の罹患率は非常に低い。

従って、1987年から 2000年の間に TSE で汚染された MBM がこれらの国々から ハンガリーへ輸入された可能性は非常に低い、あるいは低いと言える。 他の BSE 感染国に関しては、MBM の輸入量は重大なものではなかった。

2001年1月1日以降

2001年1月1日以降(EU加盟日まで)、動物衛生食品管理部は、以下の条件を満たす国からの生体の牛、牛の精液および受精卵、また他の牛製品に対し輸入許可書を発行していた。

- ・ 0IE 国際動物衛生規約 2.3.13.2 に基づき、当該国が清浄、あるいは暫定 清浄と判断できる。
- ・ 当該国が、該当する EU の対策と同等の BSE 予防対策をとっている。ある いは、
- ・ と畜牛製品の輸入に関しては、個々にプリオンのテストを行い陰性の結果 を得た個体に由来する製品である場合のみ、BSE 感染のある国からの輸入 が許可される。

2004年5月1日以降

2004年5月1日 (ハンガリーの EU への加盟日) 以降、輸入は共同体の法規に基づいて行われている。輸入措置は、添付資料 IX に掲載の欧州議会・理事会規則 No 999/2001 (EC) および 1774/2002 (EC) の VIII 章に定められている。

ハンガリーにおいては、規則 No 1774/2002 が直接有効であり、国家命令 (Decree No 71/2003. (VI. 27.) FVM)) は、規則 No 1774/2002 の履行を目的 としてのみ使用されている。

添付資料 1、2、6、および、添付資料 3、4 に掲載された、欧州議会・理事会規則 1774/2002 (EC) および命令 71/2003. (VI. 27.) FVM を参照のこと。

(2)第三国経由での輸入に対する規制

管理措置は、欧州議会・理事会規則 1774/2002 (EC)の VIII 章に従って実施されている。

(3)罰則規定

2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI(以前は 1995 年付け家畜に関する法令 XCI)により、輸入許可書なしに動物を輸入した者には、 $20,000\sim3,000,000$ HUF の範囲の罰金が課せられる。

1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

中央政府レベル:

中央政府レベルにおける以下の所轄機関が家畜に関する証明書の認可と承認を担当していた(いる)。 2006年8月以前:農業・地方開発省、動物衛生食品管理部。

2006 年 8 月以降 2006 年 12 月 31 日まで:農業・地方開発省、食品チェーン安全および動物衛生部。 2007 年 1 月 1 日以降:中央農業局、動物保護部、動物衛生および動物保護局

地方レベル:

管理措置は、地方レベルにおいて以下の所轄機関が担当していた(いる)。

地方農業部(前地方動物衛生および食品管理局)の地方フードチェーン安全および動物衛生局、および国境動物検疫所。

1.2.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した MBM に関する情報(年次別、国別トン数) (参考: H.S. Code; 2301.10 (肉骨粉、肉粉、獣脂かす))

添付資料 5 に 1999 年から 2004 年までのMBMおよびMBM以外の牛由来の材料を含む、あるいは含む可能性のあるいくつかの製品が掲載されている。

1987 年から 1998 年の間に BSE 感染国から輸入した肉あるいは内臓肉の粉、ミール、およびペレット (獣脂かすを含む) の量

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
英国										
ベルギー	-	0	0	140	0	0	3.499	0	0	0
スペイン	-	0	0	0	0	0	0	0	4	0
フランス	-	0	0	0	900	0	120	0	0	124
オランダ	-	0	0	0	0	0.6	2.381	0	134.34	108.16
スイス	-	0	0	0	0	0	0	0	10.08	0
ドイツ	-	0	0	0	408	138.578	297.213	398.613	330.629	1717.305
イタリア	-	40	1160	40	965	0	0	0	69.740	972.17
チェコ	-	0	0	0	0	0	0,1	0	0	0
スロバキア	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デンマーク	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オーストリア										
ポーランド										
スロベニア										
米国										

(トン)

国名	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
英国								128.620	322.980
ベルギー	0	0	86.019			40.330	525.020	1,868.910	279.360
スペイン	30	12	2		22.500				
フランス	415	0	0	38.480	1,011.020	22.100	20.000	68.040	1,003.180
オランダ	109.736	24.0	24.9		114.005	125.719	1,488.250	55.410	72.590
スイス	0	0	0						
ドイツ	2109.729	1503.099	2678.574	23.460	327.213	382.360	3,509.640	1,312.706	1,217.590
イタリア	1147.473	1639.619	1558.912	267.642	433.890	349.906	240.905	49.529	43.691
チェコ	0	0	0						
スロバキア	0	0	0				17.700		21.960
デンマーク	0.002	0	0		23.000				20.540
オーストリア				1,446.839	1,848.087		82.306		
ポーランド					20.000				
スロベニア									372.730
米国							79.487	46.371	

注:

- 1. 統計データには、哺乳動物由来および家禽由来の飼料が一緒に示されている。
- 2. MBM、MM あるいは BM の輸入に関しては、輸入許可書に反すう動物に関する飼料の禁止事項が示されている。一般的 な文章は以下のとおり。

「動物性調合粉、血粉、骨粉および肉骨粉を反すう動物向け飼料に使用することは許可されていないことに留意すること。」

3. 英国および以下の BSE 感染国からの MBM の輸入はなかった:ポルトガル、ルクセンブルグ、アイルランド、日本、リヒテンシュタイン、ギリシャ。

出典統計:1998年までのデータは、ハンガリー中央統計局の輸入データによる。

1999~2004年は、全国家畜データベースの搬送サブシステムデータによる。

1.2.4 BSE リスク国*から輸入された MBM に関する情報

- (1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない MBM の量
 - * BSE リスク国: EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が 確認されている国 (別添参照)

OIE が OIE 加盟国の BSE ステータスを決定しているため、GBR 分類はもはや適用されない。 BSE 感染国からの MBM の輸入に関しては、ハンガリー国の規則に基づいて、牛用飼料としての使用を排除することができる。

(トン)

玉	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
名														

国	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
名								

出典統計:

(2)牛の飼料として使用されなかっ	たと考えられる	MBM について	使用されなかって	た理由を

できれば証拠書類を添えて提示すること
1.2.1. 参照

1.3 動物性油脂の輸入

旧版の OIE コードには動物性油脂に関する指示がなく、OIE の調査票には動物性油脂の輸入に関する質問がなかったため、動物性油脂の輸入に関するデータは存在しない。

1.3.1 輸入規制の概要及び規則(法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則(法令)の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
2004年5月1日	欧州議会および欧州議会・理事会規則 No 1774/2002 (Regulation (EC) No 1774/2002) の添付資料 VII の IV 章で定められた溶解精製油および魚油に関する輸入規則。ハンガリーにおいては、規則 No 1774/2002 が直接有効であり、国家命令 71/2003. (VI.27.) FVM) は、規則 No 1774/2002 の履行を目的としてのみ使用されている。 添付資料 3 および 4 参照。

(2)第三国経由での輸入に対する規制

管理措置は、欧州議会・理事会規則 1774/2002(EC) の添付資料 VII、IV 章に従って実施されている。

(3)罰則規定

2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI(以前は 1995 年付け家畜に関する法令 XCI)により、輸入許可書なしに動物を輸入した者には、 $20,000\sim3,000,000$ HUF の範囲の罰金が課せられる。

1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

中央農業局:動物保護部動物衛生および動物保護局

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局、および国境動物検疫所。

1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報(年次別、国別トン数)

旧版の OIE コードには動物性油脂に関する指示がなく、OIE の調査票には動物性油脂に関する質問がなかったため、動物性油脂の輸入に関するデータは存在しない。

(参考: H.S.Code; 1502.00 (反すう動物由来油脂等)、1503.00 (タロー油脂等)、1516.10 (動物性油脂及びその分別物))

(トン)

国	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
名														

国	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
名								

出典統計:

1.3.4 BSE リスク国*から輸入された動物性油脂に関する情報

旧版の OIE コードには動物性油脂に関する指示がなく、OIE の調査票には動物性油脂の輸入に関する質問がなかったため、動物性油脂の輸入に関するデータは存在しない。

- (1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない動物性油脂の量
 - * BSE リスク国: EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が 確認されている国 (別添参照)

(トン)

国	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
名														

玉	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
名								

出典統計:

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる動物性油脂について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

1	3.	参	昭
Ι.	υ.	<i></i>	22

2 暴露・増幅リスク

2.1 飼料規制

2.1.1 飼料給与規制 (原料の規制、表示等) の概要及び規則 (法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則(法令)の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	別ならいにその内容(規制の変更があった場合はその都度記載する) 規制の内容
4月30日以前	
4月30日以降	2001年4月30日以前は、豚および家禽の飼料として、また、ペットフードの材料として MBM が使用されていた。2001年4月30日以降は、CV0 No 32579の内部指導に基づき、輸入 MBM はペットフードのみに使用されていた。(添付資料6参照)
2004年1月25日まで	国内産MBMについても状態はほぼ同じである。しかし、と畜され、ヒトの消費に 適切と見なされた豚および家禽の副産物から生産されたMBMに関しては、2004年 1月25日まで豚および家禽の飼料としての使用が認められていた。
1984	BSEの情報を初めて入手した後、BSEへの感染を防止することを目的として、我が国の給餌およびレンダリングのシステムが数度にわたり検討された。その結果、ハンガリーにおいては、動物性たん白質の反すう動物への給餌は行われていないことが確認された。代替物質として、尿素(初めて人工的に調整された有機分子)を使用している。尿素の価格は他の材料に比べれば格段に安い。1984年に出版されたハンガリー給餌コーデックス(Hungarian Feeding Codex)(給餌に関する勧告集)では、反すう動物へのMBMの使用は推奨されていない。調査結果に基づき、ハンガリーにおいて反すう動物へのMBMの給餌は行われていないことが言える。
	また、ハンガリーのレンダリングシステムは、BSEの感染に対し十分な予防を保証できるものであるとされてきた。1990年以来、給餌の禁止(反すう動物向け飼料には反すう動物性たん白質を含むことはできない)が飼料法規を通して履行されている。
1990 年以降	輸入許可書にもこの禁止事項が含まれている。これに加え、あらゆる機会において、獣医師や畜産従事者に対しこの問題への注意を喚起してきた。また、農業省の動物衛生法(命令41/1997(V.28.)FM)(添付資料7)でも、ほ乳動物に由来するたん白質補助剤(乳および粉乳を除く肉骨粉とその他同様の製品)の反すう動物への給餌を禁じている。哺乳動物に関するフィードバン事項は、製品の包装に表示されなければならない。
	2001年1月1日以降、ハンガリーにおいて、魚粉および家禽粉は反すう動物への給餌に使用されておらず、また、主席獣医官の内部指導に基づき、反すう動物への動物性たん白質の給餌は2001年4月30日以降禁止されている。この禁止は、乳および乳製品には適用されない。
	下記の表参照。

フィードバン事項	採択年月日	管理開始年月日	法規
反すう動物性たん白質の反すう動物への	1990	1990	禁止に関する詳細な規則はな
給餌			いが、反すう動物性たん白質
			を含む飼料の生産は認められ
			ていない。
ほ乳類動物性たん白質の反すう動物への	1997	1997	動物衛生法
給餌			No 41/1997 (V.28.)FM
全ての動物性たん白質(乳および乳製品は	2001	2001	主席獣医官の内部指導
除く)の反すう動物への給餌			No 32579
死亡動物およびと畜された反すう動物に	2001	2001	主席獣医官の内部指導
由来する MBM の他の(反すう動物以外の)			No 32579
家畜*への給餌			
全ての動物性たん白質(魚粉、加水分解さ	2003 年 7 月 25	2003年7月25日	69/2003. (VI. 25.) FVM
れたたん白質、第二リン酸カルシウム、第	日		TSE の管理と予防に関する法
三リン酸カルシウムを除く)の			規(添付資料 8)
他の家畜への給餌**			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

^{*} と畜され、ヒトの消費に適切と見なされた豚および家禽の副産物から生産されたMBMのみが、豚および家 禽の飼料としての使用を認められている。

** 2004 年 1 月 25 日まで適用だった、と畜され、ヒトの消費に適切と見なされた豚および家禽の副産物から 生産されたMBMの豚および家禽への給餌に関する例外措置。

(2)罰則規定

2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI(以前は 1995 年付け家畜に関する法令 XCI)により、フィードバン事項に違反する全ての動物飼育者には、 $20,000\sim3,000,000~HUF$ の範囲の罰金が課せられる。

飼料製造施設において反すう動物向け飼料原材料が非意図的に汚染された場合は、当該飼料製造施設の稼働許可が一時停止される。意図的な汚染の場合は、製造施設の稼働許可が取り消される。どちらの場合も、20,000~3,000,000 HUF の範囲の罰金が課せられる。また、両方の場合において、飼料が押収および破棄されることがある。

2.2 遵守状況と交差汚染の可能性

2.2.1 飼養形態

2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法*について

(複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載)

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢(月齢)毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

*飼料給与方法…例) 初乳、代用乳、カーフ・スターター、粗飼料 等

〈乳牛〉

ステージ	仔牛	仔牛	育成牛	成牛	
週齢又は月齢	0~1ヵ月齢	1~6ヵ月齢	6~24 ヵ月齢	24 ヶ月~	
飼料内容	代用乳、 初乳	人工乳、 粗飼料、 補助飼料	粗飼料、補助飼料	粗飼料、 補助飼料	数回の分娩を 経た後、廃用牛 としてと畜場 で処理される。

〈肉牛〉

ステージ	仔牛	育成牛	雄成牛	
週齢又は月齢	0~2、3ヵ月齢	3ヶ月齢~	12~14 ヶ月齢	
飼料の内容	母乳、	粗飼料、	と畜	
	代用乳、	補助飼料		
	粗飼料、			
	配合飼料			

2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無/肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養 牛全体に占める割合

\square はい \rightarrow 下記質問へ \square いいえ $\rightarrow 2.2.1.3 \sim$
可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、 飼養牛全体に占める割合 <u>%</u> (2007年現在)
MBM は乳牛にも肉牛にも使用されていないので、この質問の背景がよくわからない。
2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無/飼養牛全体に占める混合飼養牛*の割合 *混合飼養牛:同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛
●牛と豚・鶏の混合飼養の有無 □はい →下記質問へ □いいえ →2.2.2 飼料製造施設の基本情報へ
可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 <u>非常に少ない</u> (2007 年現在)

通常、飼育数が10頭以下の小規模農場のみ。

●肉生と乳牛の混合飼養の有無

法規 69/2003 (VI 25) FVM の添付資料 No. 3 に以下の記載がある。

「2.15. 魚粉、骨由来の第二リン酸カルシウムおよび加水分解されたたん白質を含む飼料は、反すう動物が 飼育されている飼育場所で保管してはならない。またそのような場合には、当該飼育場所で飼育されている 他の種の家畜へ給餌してはならない。」

従って、ハンガリーの規則においては欧州議会・理事会規則 999/2001(EC) の添付資料 IV、ポイント II. B. f、 II. C. d、 II. D. f に示された禁止事項から逸脱する可能性はない。

2.2.2 飼料製造施設の基本情報

2.2.2.1 飼料製造施設数

哺乳動物由来の MBM を使用していても、反すう動物以外のための飼料を製造している施設であれば、BSE に関する問題には関与しないものと考えている。従って、これに関したデータは収集していない。 表に示されているのは、以下の条件のデータである。

- ・ 反すう動物用飼料の製造と、ほ乳動物由来のMBMを用いた反すう動物以外用の飼料の生産をしている飼料製造施設。
- ・ 牛由来の原材料を含んでいる可能性のあるほ乳動物の副産物を加工するレンダリング施設。

年	施設の種類	牛由来の材料を加	(A) のうち、検査	合計検査回数	(A) のうち、違反
	(レンダリングあ るいは飼料製造)	エしている施設の 数 (A)	を受けた施設の数		していた施設の数
2006	レンダリング施設	3	3	12	0
	飼料製造施設	0	0	0	0
2005	レンダリング施設	3	3	12	0
	飼料製造施設	0	0	0	0
2004	レンダリング施設	2	2	8	0
	飼料製造施設	1***	1	1	0
2003	レンダリング施設	3	3	12	0
	飼料製造施設	10	10	59	0
2002	レンダリング施設	2	2	8	0
	飼料製造施設	14	14	71	0
2001	レンダリング施設	6**	6	12	0
	飼料製造施設	32	32	111	0
2000	レンダリング施設	8*	8	31	0
	飼料製造施設	68	68	251	0
1999	レンダリング施設	8	8	32	0
	飼料製造施設	70	70	259	0

^{* 1} 施設では、2000 年 9 月以降、羽毛のみを使用。

^{** 4} 施設では、2001 年 4 月 30 日以降、反すう動物以外の原材料を使用。

^{*** 2004}年1月25日まで。

2.2.2.2 飼料生産量

以前のBSE 調査には、この質問が含まれていなかった。当事項に関し、このように項目別に分類されたデータはない。飼料の生産量は、BSE のリスク分析にさほど重要ではないと考える。また、他の目的でもこれらのデータを収集していない。

(1)用途畜種別

(トン (期間内の合計))

	年	1986~	1991~	1996~	2001~	2006~
		1990	1995	2000	2005	
用途畜種別						
* 専配	反すう動物用					
専用施設料	豚用					
設 料	鶏用					
	その他 ()					
* 混 配	反すう動物用					
* ₂ 混合施 設 料	豚用					
設 料	鶏用					
	その他 ()					

- *1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設
- *2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

(2)原料由来畜種別

この質問は OIE の調査項目にないため、データを収集していない。 また、他の目的においても、これらのデータを収集していない。

(トン (期間内の合計))

年		1986~	1991~	1996~	2001~	2006~
		1990	1995	2000	2005	
原料由来	畜種別					
肉	反すう動物由来原料					
肉骨粉	含む					
1,53	反すう動物由来原料					
	含まない					
動	反すう動物由来原料					
動物性油脂	含む					
油	反すう動物由来原料					
лн	含まない					
魚粉 ハンガリーでは、魚粉の製		0	0	0	0	0
造は行われていない。						
その他の	飼料 ()					

2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量

<肉骨粉>

(トン (期間内の合計))

	用途	1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
含む肉骨粉	反すう動物用飼料					
含む肉骨粉	反すう動物以外用 飼料					
原 料	肥料等					
~	廃棄*					
を 会 す	反すう動物用飼料					
を含まな	反すう動物以外用					
を含まない肉骨粉を含まない肉骨粉	飼料					
	肥料等					
料	廃棄					

- * "condemned" (廃棄) の意味がよくわからない。
- ** 反すう動物以外用飼料としての反すう動物由来原料を含む、もしくは含まない肉骨粉に関するデータ は収集されていない。この情報は BSE のリスクには無関係だと考える。
- *** 反すう動物由来原料を含む、もしくは含まない肉骨粉は、コンポストしたのち有機肥料として使用されている。

<動物性油脂>

(トン (期間内の合計))

用途	不溶性不純物濃度	1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
食用	0.15%以下					
	0.15%超					
飼 料 用	0.15%以下					
用	0.15%超					
そ の 他	0.15%以下					
他	0.15%超					

この質問は OIE の調査項目にないため、データを収集していない。 また、他の目的においても、これらのデータを収集していない。

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

(1) 実施主体

中央農業局:動物保護部動物衛生および動物保護局。

飼料製造施設、流通および農場の位置管理は、地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生 局(前地方動物衛生および食品管理局)の公認獣医務官および検査官が行っている。

(2) 遵守状況確認の方法

飼料用の動物由来の基本的原材料の管理は、交差汚染を防ぐ最も重要な要素であると考えている。従って、ハンガリーにおける管理制度は、飼料用の動物由来の基本的原材料の管理に焦点をおいて行われている。基本的原材料の管理に関しては、書類検査の他、ほ乳動物以外の加工済み動物性たん白質(魚粉、家禽由来の粉類)を検査して反すう動物性たん白質の有無を確認することが非常に有効である。輸入された粉類の場合は、これらの製品の生産用原材料および生産ラインが輸入国の所轄官庁の管理下にないため、この確認作業が特に重要である。ハンガリーでは、まず、ELISAを使用した調査を始め、その後、(共同体規則に基づいた)顕微鏡検査法を使用した方法に変更した。反すう動物への給餌が認められている全ての飼料は、検査施設における試験によって管理され、飼料禁止規則の遵守が確認されていた。2002年12月31日までは、これらの調査においてELISA試験が行われていた。2003年からは、EUの規定により、顕微鏡検査方法も公認された方法として使用されている。これらの検査によって飼料および飼料用基本的原材料中に加工済み動物性たん白質が検出された件数はわずかであり、輸入された魚粉の場合が主であった。

管理ポイント	方法
飼料製造施設	・基本的原材料の管理(サンプル計画に基づいた検査施設における試験) ・生産手順 ・個別ラインかフラッシングか ・最終製品の管理(サンプル計画に基づいた検査施設における試験) ・ラベル表示(反すう動物への給餌が禁止されている材料の有無を表示)
輸送	・表示に基づく個別輸送 ・適切な(屋根付き、保護付き)輸送用車両 ・ラベル表示(反すう動物への給餌が禁止されている材料の有無を表示) ・使用法の説明(ラベル上)
農場	・ラベル表示および使用説明に従った飼料の使用 ・給餌の公的管理(動物性たん白質の使用、保存)

(3)確認結果 (規制実施後の違反の有無/ある場合はその内容、対応)

表には、以下の情報に関するデータが掲載されている。

- ・ 反すう動物用飼料を生産する施設、および反すう動物以外の飼料の生産に哺乳類の肉骨粉を使用する施設。
- ・ 牛素材を含む可能性のある哺乳類動物の副産物を加工しているレンダリング施設。

年 (効果があるとさ れる8年ごとに情 報が提供される)	施設の種類 (レンダリングある いは飼料製造)	牛由来の材料 を加工してい る施設の数(A)	(A) のうち 検査を受け た施設の数	合計検査回数	(A) のうち違反し ていた施設の数
2006	レンダリング施設	3	3	12	0
	飼料製造施設	0	0	0	0
2005	レンダリング施設	3	3	12	0
	飼料製造施設	0	0	0	0
2004	レンダリング施設	2	2	8	0
	飼料製造施設	1***	1	1	0
2003	レンダリング施設	3	3	12	0
	飼料製造施設	10	10	59	0
2002	レンダリング施設	2	2	8	0
	飼料製造施設	14	14	71	0
2001	レンダリング施設	6**	6	12	0
	飼料製造施設	32	32	111	0
2000	レンダリング施設	8*	8	31	0
	飼料製造施設	68	68	251	0
1999	レンダリング施設	8	8	32	0
	飼料製造施設	70	70	259	0

^{*1} 施設では、2000年9月以降、羽毛のみを使用。

^{** 4} 施設では、2001年4月30日以降、反すう動物以外の材料を使用。

^{*** 2004}年1月25日まで。

2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制(原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策 (製造工程分離等)など)の概要及び規則(法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則(法令)の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容(規制の変更があった場合はその都度記載する)

ハンガリーにおける飼料の禁止規則歴

フィードバン事項	採択年月日	管理開始年月日	法規
反すう動物性たん白質の反すう動物への給餌	1990	1990	禁止に関する詳細な規則はないが、反すう動物性たん白質を含む飼料の生産は認められていない。
哺乳類動物性たん白質の反すう動物への給餌	1997	1997	動物衛生法 No 41/1997 (V. 28.)FM (添付資料7)
全ての動物性たん白質(乳および乳製品は除く)の反すう動物への給餌	2001	2001	主席獣医官の内部指導 No 32579 (添付資料 6)
死んだ動物およびと畜された反すう動物に由来する MBM の他の(反すう動物以外の)家畜*への給餌	2001	2001	主席獣医官の内部指導 No 32579
全ての動物性たん白質(魚粉、加水分解されたたん白質、第二リン酸カルシウム、第三リン酸カルシウムを除く)の他の家畜への給餌**	2003 年 7 月 25日	2003年7月25日	69/2003. (VI. 25.) FVM TSE の管理と予防に関する法規 (添付資料 8)

^{*} と畜され、ヒトの消費に適切と見なされた豚および家禽の副産物から生産されたMBMのみが、豚および家 禽の飼料としての使用を認められている。

** 2004年1月25日まで適用だった、と畜され、ヒトの消費に適切と見なされた豚および家禽の副産物から 生産されたMBMの豚および家禽への給餌に関する例外措置。

交差汚染の管理は、フィードバン管理において非常に重要である。交差汚染の管理を行わなければフィードバンを効果的に管理することはできず、両者を個別に扱うことはほぼ不可能である。

下記の表には、異なった管理ポイントで適用されたフィードバンおよび交差汚染の管理施策が示されている。これらの施策は、1990年に最初のフィードバンが導入されるよりもかなり前の、1974年から 1981年に履行されたものである。1990年より前は、異なった種の飼料の一般的管理(衛生条件・品質条件の管理)を目的としてこれらの施策がとられていた。1990年以降は、交差汚染の予防を含むフィードバン管理施策として、これらの施策を行っている。

管理ポイント	方法
飼料製造施設	・基本的原材料の管理(サンプル計画に基づいた検査施設における試験) ・生産手順 ・個別ラインかフラッシングか ・最終製品の管理(サンプル計画に基づいた検査施設における試験) ・ラベル表示(反すう動物への給餌が禁止されている材料の有無を表示)
輸送	・表示に基づく個別輸送 ・適切な(屋根付き、保護付き)輸送用車両 ・ラベル表示(反すう動物への給餌が禁止されている材料の有無を表示) ・使用法の説明(ラベル上)
農家	・ラベル表示および使用説明に従った飼料の使用 ・給餌の公的管理(動物性たん白質の使用、保存)

飼料用の動物由来の基本的原材料の管理は、交差汚染を防ぐ最も重要な要素であると考えている。従って、ハンガリーにおける管理制度は、飼料用の動物由来の基本的原材料の管理に焦点をおいて行われている。基本的原材料の管理に関しては、書類検査の他、哺乳動物以外の加工済み動物性たん白質(魚粉、家禽由来の粉類)を検査して反すう動物性たん白質の有無を確認することが非常に有効である。輸入された粉類の場合は、これらの製品の生産用原材料および生産ラインが輸入国の所轄官庁の管理下にないため、この確認作業が特に重要である。ハンガリーでは、まず、ELISAを使用した調査を始め、その後、(共同体規則に基づいた)顕微鏡検査を使用した方法に変更した。

- ▶ ハンガリーにおいては、反すう動物への動物性たん白質の給餌は行われていない。
- ▶ ハンガリーには、ほ乳動物由来のたん白質への牛の暴露を禁止する、効果的な方策がある。また、2001年以来、魚粉および家禽粉の反すう動物への給餌も禁止されている。
- ▶ 地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局(前地方動物衛生および食品管理局) の公認獣医務官および検査官による飼料製造施設、流通および農場の定期的な調査の結果、ハンガリーにおいてはフィードバン規則が遵守されていることが示されている。
- ➤ 反すう動物への給餌が許可された全ての飼料は検査施設における試験によって管理されており、フィードバン規則の遵守が監視されている。2002 年 12 月 31 日までは、これらの調査において ELISA 試験が行われていた。2003 年からは、EU の規定により、顕微鏡検査方法も公認された方法として使用されている。これらの検査によって飼料および飼料用基本的原材料中に加工済み動物性たん白質が検出された件数はわずかであり、輸入された魚粉の場合が主であった。
- ➤ ハンガリーのレンダリングシステムでも、BSE の予防に十分な保証が得られる。また、動物衛生 法で、高リスク部位は 5cm 未満に粉砕し、熱処理 (133℃以上で 20 分間、全行程において 3 気 圧以上) をしなくてはならないとされている。
- ▶ 1993年から2000年に地方動物衛生および食品管理局によって承認された製品シートの調査から、 反すう動物用飼料の大部分には動物性たん白質が含まれていないことが言える。また、含まれ ている場合でも、検出されたのは粉乳、魚粉、羽毛粉、家禽内臓粉、および同様の製品のみで、 肉骨粉または獣脂かすは検出されていない。

(2)罰則規定

飼料製造施設において反すう動物向け飼料材料が非意図的に汚染された場合は、当該飼料製造施設の 稼働許可が一時停止さる。

意図的な汚染の場合は、製造施設の稼働許可が取り消される。

いずれにおいても、飼料が押収および破棄されることがある。2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI (前 1995 年付け家畜に関する法令 XCI) により、20,000~3,000,000 HUF の範囲の罰金が課せられることがある。

2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局(前地方動物衛生および食品管理局)の公認 獣医務官および検査官。

(2) 遵守状況確認の方法

反すう動物への給餌が許可された全ての飼料は検査施設における試験によって管理されており、フィードバン規則の遵守が監視されている。2002年12月31日までは、これらの調査においてELISA試験が行われていた。2003年からは、EUの規定により、微視的検査方法も公認された方法として使用されている。これらの検査によって飼料および飼料用基本的原材料中に加工済み動物性たん白質が検出された件数はわずかであり、輸入された魚粉の場合が主であった。

(2) 確認結果 (規制実施後の違反の有無/ある場合はその内容、対応)

2.2.2.1.参照。詳細情報は、添付資料9参照。

			違反事例の 内容及び対 応				
年	帳簿・在庫	検査	分析(分析法*) その他()				
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

可能であれば、	製造される飼料の	の種類ことに作成っ	すること。	例)配合飼料、	肉骨粉、	動物性油脂等
*分析法につい	ては、分析に用い	いる材料及び手法	(ELISA 等)	を明記すること		

- 2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質(牛の血清成分等)による汚染に関する牛用飼料サンプルの 検査結果
- 2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細 (規制実施後)

1993 年から 2000 年に地方動物衛生および食品管理局によって承認された製品シートの調査から、 反すう動物用飼料の大部分には動物性たん白質が含まれていないことが言える。また、含まれている場合でも、検出されたのは粉乳、魚粉、羽毛粉、家禽内臓粉、および同様の製品のみで、肉骨粉または獣脂かすは検出されていない。

詳細情報は、添付資料9参照。

	検査方法*1		検査サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの判定基準*2	
年	M	E	О			

- *1 検査方法:M=顕微鏡検査 E=ELISA法 O=その他(具体的に)
- *2 「陽性」と判定される汚染濃度(下限値)を記載すること。

(例:>0.5%、>0.1%、>0%、及び/またはその他の基準)

2.2.4.2 サンプリング方法 (バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所 (飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、

農場)) 及び検査方法の詳細

1997 年から 2002 年 12 月 31 日まで、ELISA 試験が行われていた。2003 年からは、EU の規定により、 微視的検査方法が公認された方法として使用されている。

飼料の公的管理のサンプリング方法は、第 1 委員会指令 76/371/ECC の添付資料 (First Commission Directive 76/371/ECC 添付資料 10) に示されている。飼料の公的管理のための動物由来製品の成分の測定用分析方法は、委員会指令 2003/126/EC の添付資料 (Annex of Commission Directive 2003/126/EC (添付資料 11)) に定められている。ハンガリー法規(Decree No 44/2003. (IV. 26.) FVM)には、サンプリング手順と検査方法が示されている。

2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

顕微鏡検査の感度は、動物由来物質の成分によって決まる。極少量(<0,1%)の飼料を検出することができる。

特異性:顕微鏡検査によって、ほ乳動物、家禽および魚の加工物および加工物の一部を検出することができる。動物性由来の成分は、典型的な顕微鏡によって特定できる特徴(すなわち、筋肉繊維および他の肉片、軟骨、骨、角、毛、剛毛、血、羽毛、卵殻、魚骨、うろこ)を基に同定される。

2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

添付資料9の29~34ページ参照。

2.2.5 牛由来の MBM を給餌されても、BSE 感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、 その理由について

ハンガリーにおける給餌の慣習および禁止に関する法律のため、国内産 MBM および輸入 MBM が反すう動物の給餌に使用されたことはない。

1.2.1.および2.1.1.参照。

- 2.3 特定危険部位 (SRM) の利用
- 2.3.1 基本情報
- 2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

事項に関し、このように項目別に収集されたデータはない。他の目的でもこれらのデータを収集していない。 OIE の調査書にもこの質問はない。この分野におけるデータは全くない。レンダリング施設の数は年毎にことなるため、5年ごとにまとめて表に記載することはできない。

2.2.2.1 参照。

(1)製造方法別(専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類)

(箇所、トン (期間内の合計))

			1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
	由来のものを含む	施設数					
専用	のを含む	生産量					
専用施設	自来のものを 由来のものを	施設数					
	ないものをすう動物	生産量					
	ライン分離	施設数					
	済み	生産量					
混合	ラインを	施設数					
混合施設	洗浄	生産量					
	特に交差汚染防	施設数					
	止対策は 取っていない	生産量					

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及び その理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

2001 年以降、施設の専用化がなされている。2001 年の時点で、SRM および死亡個体は、専用の施設のみで加工されている。

反すう動物への給餌が許可された全ての飼料は、検査施設における試験によって管理されており、フィードバン規則の遵守が監視されている。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いてい	たか。

(3)レンダリング処理方法(圧力・温度・時間、連続処理/バッチ処理等)

OIE の調査書にもこの質問はなく、データは収集していない。レンダリング施設の数は年毎にことなるため、5年ごとにまとめて表に記載することはできない。2004年までは、1つの方法のみが認められていた。高リスク部位は、動物衛生法(同法の付録 3)に、原材料は加工前に5cmに粉砕することが定められている。粉砕されたものは、中心温度133℃以上で20分間以上、3気圧に置かなくてはならない。2004年5月1日から、EUの法規に従って、他の方法も可能となった。SRMは、専用施設で加工することができる。

代表的なレンダリング処理条件と生産状況

(箇所、トン(期間内の合計))

1 121		C 33/11/11 C 33/33/11	()	()/31/31 4 · H F1/		
		1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
形態 A	施設数					
	生産量					
形態 B	施設数					
	生産量					
形態 C	施設数					
	生産量					
形態 D	施設数					
	生産量					

 形態 A: 圧力:
 温度: 時間:
 連続処理/バッチ処理: 他の条件:

 形態 B: 圧力:
 温度: 時間:
 連続処理/バッチ処理: 他の条件:

 形態 C: 圧力:
 温度: 時間:
 連続処理/バッチ処理: 他の条件:

 形態 D: 圧力:
 温度: 時間:
 連続処理/バッチ処理: 他の条件:

2.3.2 死廃牛の処理

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則(法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則(法令)の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	現ならひにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)
1928 年から	ハンガリーにおいては、1928年以降、動物性廃棄物を高温・高圧で処理することを定
1982 年 1 月から	めた法規が存在する。また、1982年1月以降、ハンガリーでは、農業省法規 No 1/1982 (I.1.) MÉM によって、動物性廃棄物のレンダリングのバッチ工程(最低 133 $^\circ$ C、3 気 圧、20 分)が法的に示されており、これが、以前長年にわたり使用されていた方法の公的承認である。
1997年7月1日から2003年7月27日まで	I. 2003年7月27日まで 農業省の動物衛生法 No 41/1997. (V. 28.) FM により、ハンガリーでは動物性廃棄物を、高リスク部位と低リスク部位の2種類に分類している(動物衛生法のうち BSE に関する重要部分の英訳が、添付添付資料7にある)。動物性廃棄物は、動物あるいはヒトに深刻な健康リスクをもたらす可能性があると考えられる場合に高リスク部位とみなされる。動物衛生法には、これらの部位が列挙されている。なかでも、死んだ動物および死産された動物、公的命令により殺処分された動物、ヒトの消費に不適切であるとしてと畜された動物の部分、輸送中に死んだ家畜が高リスク部位である。同法では、高リスク部位は、製品としても原材料としてもハンガリーに輸入することができないと定めている。同法に高リスク部位と指定されていない部位で、ヒトや動物に危険ではない部位、あるいはヒトや動物の健康への危険度が低い部位は、低リスク部位とみなされる。
	高リスク部位は、動物衛生法(付録 3)によって、加工前に原材料を5 cm に粉砕することが決められている。また、粉砕されたものは、中心温度133℃以上で20分間以上、3 気圧に置かなくてはならない。高温処理での重要ポイントが示され、高温処理の値を固定する器具が備えられる。処理データは2年間保管される。
	また、ハンガリーにおいては、MBM および同様の製品は、全て、高リスク部位を加工するレンダリング施設において生産されており、これらの施設は全てバッチ工程 (133℃、3 気圧、20 分以上) の使用が義務づけられていることを強調しておきたい。低リスク部位用施設では、家畜に給餌される MBM および同様の製品は生産されていない。低リスクスク部位用施設で生産されているのは、ペットフードのみである。
2001年4月30日	2001年4月30日、牛、ヒツジおよびヤギ類の動物のと畜中のSRMの除去と収集(分離した方法による)および死んだ反すう動物のSRMとしての取り扱いが開始された。
2003年7月27日から2004年5月1日	II. 2003年7月27日から2004年5月1日 死廃家畜およびヒトによる消費に不適切だと判断された部位の収集と廃棄に関する新たな省令 No. 71/2003. (VI.27.) FVM (添付資料 4) が発行された。この法令は、欧州議会・理事会規則1774/2002(EC)(添付資料 3) に基づき、動物の副産物に新たな分類(カテゴリー1、カテゴリー2およびカテゴリー3の原料)を定めるものである。

III. 2004年5月1日以降

2004年5月1日以降

ハンガリーにおいては、欧州議会・理事会規則 No 1774/2002 が直接有効であり、国家命令 (Decree No 71/2003. (VI. 27.) FVM)) は、規則 No 1774/2002 の履行を目的としてのみ使用されている。

規則No 1774/2002 の添付資料 VII、IV章には、精製油脂および魚油に関する特定の必要条件が定められている(例えば、反すう動物由来の精製油脂は、残存する不溶性不純物の最大値が重量で 0.15%を超えないことなど)。

アクションガイドのポイント 2 (添付資料 12) では、SRM の除去、分別収集・輸送、 レンダリングについての詳細な規則が定められている。

例えば:

2. 1. 農場における SRM の分別収集と輸送

牛、羊および山羊の死体は、特定危険部位が含まれるため、レンダリング施設においてのみレンダリングが可能である。ただし、3週齢未満の子牛、子羊および子ヤギの死体は、施設敷地内に1年間50kgまで埋めることができる*。*2004年5月1日以降、僻地においてのみ合法。

特定の地域にあるレンダリング全般を扱う動物性廃棄物の加工処理施設に、SRM のレンダリングの認定を受けた施設がない場合は、牛、羊および山羊の死体を加工処理の認可を受けている施設に輸送しなければならない。ただし、当該施設と認可処理施設の間で、認可処理施設が SRM とみなされた死体を収集し輸送することが合意された場合を除く。その他の例外は、2.1.3.に示された場合にあたる。

特定の地域で加工とレンダリング全般を扱う動物性廃棄物の加工処理施設は、牛、羊および山羊の死体から SRM と特定された部位を取り除く許可を、所轄局に申請することができる。所轄局は、反すう動物の死体が、他の動物由来廃棄物とは別に受理・収集された場合のみ、許可を与えることができる。これにより、SRM と認定された動物部位の除去の際、あるいは除去の後に、反すう動物由来の廃棄物と、反すう動物以外の動物由来の廃棄物が、例え少量でも交じることを確実に避けることができる。

特定の地域で加工とレンダリング全般を扱う動物性廃棄物の加工処理施設、あるいは合意により動物性廃棄物の加工・取り扱い施設が SRM のレンダリングを承認されている場合は、その施設は各と体に両方の耳標が着いていることを確認しなければならない。片方あるいは両方がない場合は、そのことを記録しておかなければならない。また加えて、個体ごとにアニマルパスポートの上部を集め、国家データベースに送付する。

特定の地域で加工とレンダリング全般を扱う動物性廃棄物の加工処理施設、また、SRM のレンダリングを扱う動物性廃棄物の加工・取り扱い施設は、収集、加工した牛、羊および山羊の個体数、および牛の場合は耳標コードを登録しなければならない。動物性廃棄物が直接輸送される大規模な施設に関しては、データは個別に登録しなければならない。小規模な施設や動物性廃棄物が直接輸送されない施設(死肉処理場あるいは廃馬と殺場に設置された容器がある場合)では、施設のデータを収集して登録しなければならない。

(2)罰則規定

牛、羊、あるいは山羊類の動物の死を報告しない者は、2005年付け家畜に関する法令 CLXXVI (前 1995年付け家畜に関する法令 XCI) により、20000から 3000000 HUF の範囲の罰金が課せられる。

レンダリング施設は、レンダリングに関する規則を遵守しない場合、あるいは、牛の死亡を所轄当局 に報告しない場合は、罰金を支払わなければならない。

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

中央レベル:

中央農業局、動物保護部、動物衛生および動物保護局

地方レベル:

管理施策は、地方レベルにおいて実施されている。

地方農業部(前地方動物衛生および食品管理局)の地方フードチェーン安全および動物衛生局

(2) 遵守状況確認の方法

加工施設および農場における記録の定期的な検査。農場および加工施設の定期的な管理は、チェック リストに基づいて行われる。

(3)確認結果(規制実施後の違反の有無/ある場合はその内容・対応)

2.2.2.1.参照

	検査の方法						違反事例の	
	帳簿・在庫検査 分析(分析法*) その他()							
年	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数		

処理対象施設別に作成すること:例) 牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

*分析法については、分析に用いる材料及び手法(ELISA等)を明記。

2.3.3 特定危険部位 (SRM) 等の取り扱い

●SRM の定義はあるか?

○□はい →2.3.3.1 ヘ □いいえ →2.3.3.2 ヘ

2.3.3.1 SRM の定義及び経時的な SRM の定義の変遷

1. 特定危険部位の定義

2001年4月30日、牛、ヒツジおよび山羊類の動物のと畜中のSRMの除去と収集(分離した方法による)および死亡反すう動物のSRMとしての取り扱いが開始された。

I. CVO No 32579/2001 (添付資料 6)の国内指示に基づいて、2001 年 4 月 30 日以来、反すう動物の以下の部位が特定危険部位とみなされている。

- 12 か月齢を超える牛の頭部(脳、眼、扁桃を含む)
- 12 か月齢を超える牛のせき柱(尾椎を除く、背根神経節を含む)
- 全ての月齢の牛の、十二指腸から直腸までの腸
- 12 か月齢を超える、あるいは永久門歯が萌出している羊、山羊類の動物の頭部(脳、眼、扁桃を含む)
- 全ての月例の羊、山羊類の動物の脾臓、
- 12 か月齢を超える、死んだ牛、羊および山羊類の動物の全ての部位、
- TSE 感染あるいはその疑いによってと畜処理された牛、羊または山羊類の動物。

II. 2003 年 7 月 25 日、農業省法規 No 69/2003. (VI. 25.) FVM に基づき、SRM のリストが以下の通りに多少変更された。

以下の動物の臓器を SRM とする。

- i) ウシ科の動物:
- 12 か月齢を超える個体の頭部(脳、眼および扁桃を含む)
- 12 か月齢を超える個体のせき柱(尾椎、腰椎、胸椎の横突起、仙骨翼を除く、背根神経節を含む)およびせき髄、全ての月齢の個体の腸および腸間膜。

ii) 羊および山羊類の動物

- 12 か月齢を超える、あるいは永久門歯が萌出している羊、山羊類の動物の脳、眼、扁桃を含む頭部、
- 12 か月齢を超える、あるいは永久門歯が萌出している個体のせき髄、
- 全ての月齢の個体の脾臓。

死んだ牛、羊、および山羊類の動物は、SRMとみなされる。

III. 2004年5月1日以降

ハンガリーにおけるSRMのリストは、欧州議会・理事会規則 999/2001 (EC)の添付資料 Vに定められたものと同様である。

SRMの最新定義:

以下の組織は、管理されたBSEリスクあるい不明のBSEリスクである加盟国あるいは第三国に由来する個体

- のものである場合は、特定危険部位とする。
- (a) ウシ科の動物:
- (i) 12 か月齢を超える個体の、頭部(下顎を除く、脳及び眼を含む)およびせき髄。
- (ii) 24 か月齢を超える個体のせき柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起および横突起、正中仙骨稜、仙骨翼を除く、背根神経節を含む)
- (iii) 全ての月齢の個体の、扁桃、十二指腸から直腸までの腸、腸間膜。
- (b) 羊および山羊類の動物
- (i) 12 か月齢を超える、あるいは永久門歯が歯茎から露出している個体の、脳、眼を含む頭部、扁桃、せき 髄、
- (ii) 全ての月齢の個体の脾臓および回腸。

2.3.3.2 頭部 (扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱 (背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部* の利用実態 (用途別割合、飼料用の場合は畜種別)

*日本が SRM として規定している部位

(トン (期間内の合計))

	飼料用		飼料用		肥料用	食用	処理(処分)*	その他
	牛用	牛以外用						
1986~1990	0	正確なデータは 入手できない。	0	正確なデータは 入手できない。	0	0		
1991~1995	0	正確なデータは 入手できない。	0	正確なデータは 入手できない。	0	0		
1996~2000	0	正確なデータは 入手できない。	0	正確なデータは 入手できない。	0	0		
2001~2005	0	0	0	0	33140	0		
2006~	0	0	0	0	11223	0		

^{*}レンダリング後、焼却

2.3.3.3 頭部 (扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱 (背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部 の処理方法

時期別、処理工程別に見た畜牛及び死廃牛(農場又は輸送時に死亡/と畜した牛、緊急と畜牛、又は生体検査で処分決定が下された牛)の頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部のレンダリング

	と畜施設由来の牛(通常)	のと畜牛、緊急と畜牛、生	死廃牛、緊急と畜牛、	または生体検査で処
	体検査で臨床的症状を示	した牛)の頭部(扁桃を含	分決定が下された牛	
	む。舌・ほほ肉を除く)、	せき柱(背根神経節を含		
	む)、せき髄、回腸遠位部			
時期	レンダリング処理	非レンダリング処理	レンダリング処理	非レンダリング処理
	(%、最終的な処理	(%、最終的な処理	(%、最終的な処理	(%、最終的な処理
	内容を具体的に記載)	内容を具体的に記載)	内容を具体的に記載)	内容を具体的に記載)
1986~1990	100	0	75	25
1991~1995	100	0	80	20
1996~2000	100	0	85	15
2001~2005	100	0	98	2
2006~	100	0	99.7	0.3

(1)上記原材料の一部をレンダリング処理する場合には、その選択の仕方、各時期におけるその量について説明すること

牛、羊および山羊の死体は、SRM が含まれるため、レンダリング施設においてのみレンダリングが可能である。ただし、3 週齢未満の子牛、子羊、子ヤギの死体は、施設敷地内に1年間50 kg まで埋めることができる*。

*2004年5月1日以降、僻地においてのみ合法。

(2)頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部をヒトが消費する/した場合には、可食部・非可食部としてレンダリング処理した頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の割合を推定すること

(3)農場で死亡した個体の一部のみをレンダリング用に収集する/した場合には、その割合を推定し、レンダリング処理しなかった屍体がどうなったかについて説明すること

牛、羊および山羊の死体は、SRM が含まれるため、レンダリング施設においてのみレンダリングが可能である。ただし、3 週齢未満の子牛、子羊および子ヤギの死体は、施設敷地内に1年間50 kg まで埋めることができる*。

*2004年5月1日以降、遠隔地においてのみ合法。

特定の地域にあるレンダリング全般を扱う動物性廃棄物の加工処理施設に、SRM のレンダリングの認定を受けた施設がない場合は、牛、羊、山羊の死体を加工処理の認可を受けている施設に輸送しなければならない。

ただし、当該施設と認可処理施設の間で、認可処理施設が SRM とみなされた死体を収集し輸送すること が合意された場合を除く。

2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症 (TSE) 発生状況

2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理(処分)状況(1986年~)

	スクレイピー		慢性消耗性	伝達性ミンク	その他	陽性患畜の
			疾患	脳症	()	処理方法
	綿羊	山羊	シカ	ミンク		
1986~1990						
1991~1995						
1996~2000						
2001~2005						
2006~	14					レンダリング
						後に焼却

2.4.2 国内防疫規制の概要

2005 年付けの家畜に関する法令 CLXXVI で、家畜保有者は、家畜の疾病や疾病の疑いがある場合には獣医師に連絡することとされている。ハンガリーにおいては、動物衛生に関する以前の法規でも示されていた。届け出義務のある疾病や、届け出義務のある疾病の疑いがある場合だけでなく、全ての疾病、あるいは疾病の疑いがある場合において、家畜保有者は獣医師に報告するよう、動物衛生に関する法規で、過去何十年間も指示されていることを強調しておく必要がある。届け出義務のある疾病の疑いがある場合には、欧州連合の法規に示された詳細な規則、2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI、農業省の動物衛生法 No 41/1997 (V. 28.) FM、その他の省令、あるいは、中央農業局が発布した特定の感染病に関する不慮の事態の対策計画に基づき、行動を取ることが、獣医師の義務である。少数の届け出義務のある疾病に関しては、パッシブサーベイランスのみが行われる。

全ての種の動物は、他の群に合流する前に検疫を受けなくてはならない。

3 BSE サーベイランス (サーベイランスによる検証)

3.1 母集団の構造

3.1.1 反すう動物の飼養実態

牛母集団に関する主要データ

この形式でのデータの提出はできない。

		全月齢[頭数]					
		雄		雌			
		肉牛	種畜牛	肉牛	乳牛	種畜牛	
1986	頭数						
	月齢*						
1991	頭数						
	月齢*						
1996	頭数						
	月齢*						
2001	頭数						
	月齢*						
2006	頭数						
	月齢*						

(月齢*:と畜時平均月齢)

用途が2つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。さらに、使役牛など他の種類の牛についても適宜 情報を添付すること。

3.2 BSE サーベイランスの概要

●BSE サーベイランス制度はあるか?

○はい→3.2.1 ヘ/いいえ→3.3 認知プログラムへ

3.2.1 サーベイランス制度の概要および規則(法令)

3.2.1.1 制度の概要について

(1) 実施対象及び実施範囲

サーベイランス実施対象(「通常と畜牛」、「死亡牛」、「不慮の事故によると畜牛」、「臨床的に疑われる牛」、その他(分類があれば))についての定義及びサーベイランス 実施範囲(「農場」、「家畜市場」、「と畜場」)について

臨床的に TSE が疑われる動物

月齢にかかわらず、TSE 感染の疑いのある個体:

神経性あるいは行動上の障害、あるいは、中枢神経系の不全に関与した進行性の一般的な身体状態悪化を示す、あるいは過去に示した生体牛、と畜牛、死亡牛、および、臨床検査、治療への反応、死後検査あるいは生前・死後検査室分析に基づいて情報が収集されたが他の診断を立証できない生体牛、と畜牛、死亡牛。BSE に特化された迅速試験の結果が陽性であったウシ科の動物においては、BSE が疑われる。

3.4.2.も参照のこと。

生前検査で臨床症状を示した動物:

24 か月齢を超える個体で、BSEと一致するとは認識されないが、上記の臨床的に疑われる牛に示された臨床的症状を示した可能性のあるもの。

緊急と畜(24か月齢を超える個体)

「緊急と畜」とは、事故あるいは重度の生理学的・機能的問題の後、獣医師の指示により行われる全てのと畜を言う。当該個体の搬送が不可能である、あるいは搬送が個体に不必要な苦痛を招く可能性があると 獣医師が判断した場合、緊急と畜はと畜場の外で行われることがある。

死亡動物

ヒトによる消費のためにと畜されない全ての(24か月齢を超える)牛で、農場内、輸送中、あるいは食肉 処理場で死亡あるいは殺された個体(臨床的に疑われる牛を除く)。

通常と畜動物

30 か月齢を超える牛で、臨床的な症状を示さず、通常と畜される牛。

(2)カテゴリー別の年間母集団 (概数)

(2006年) (頭)

通常と畜動物 (30 ヶ月齢を超える)	67, 362
死亡動物(24ヶ月齢を超える)**	13, 725
不慮の事故によると畜動物(24ヶ月齢を超える)	2, 579
生前検査で臨床症状を示す動物(24ヶ月齢を超える)***	37
臨床的に疑われる動物(すべての年齢)	27
合計	83, 730

- ※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーを それぞれ記載すること。
- ** 臨床的に疑われる牛を除く。
- ***上記の臨床的に疑われる牛に示された臨床的症状のうち、BSE と一致すると認められない症状をいくつか示した個体。
- (3)サーベイランス計画の策定根拠(考え方)

2003年6月25日以降、BSEサーベイランスは、欧州議会・理事会規則No 999/2001 (EC)に従って行われている。2003年6月25日以前の時期に関しては、3.2.1.2.参照。

(4) 疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制

臨床的に疑われる例で、神経学的兆候を示す個体は全て、年齢にかかわらず検査を受けなければならない。 このサーベイランスは 1989 年に開始された。

BSEが疑われる牛では、欧州議会・理事会規則No 999/2001 の第12条に定められた方策がとられている。

欧州議会・理事会規則No 999/2001 の第 12 条:

1. TSE感染のおそれのある動物は全て、所轄当局による臨床検査および疫学検査の結果が判明するまでは、

政府による移動制限の下に置かれるか、あるいは、政府管理の下で行われる、検査施設での試験のために殺処分される。

加盟国の施設においてウシ科の動物へのTSE 感染が疑われると公的機関が判断した場合は、当該施設の全てのウシ科動物は、検査の結果が得られるまで、政府による移動制限下に置かれる。加盟国の施設において羊・山羊類の動物へのTSE 感染が疑われると公的機関が判断した場合は、当該施設の全ての羊・山羊類の動物は、検査の結果が得られるまで、政府による移動制限下に置かれる。

しかし、TSE感染が疑われた際に当該動物が存在した施設が、当該動物がTSEに暴露した施設である可能性が低いとする証拠が存在する場合は、所轄当局は感染した疑いのある個体のみを政府による移動制限下に置くと判断することができる。

必要と見なされる場合は、所轄当局は、入手できる疫学情報に基づき、他の施設も政府による管理下 に置くか、あるいは暴露のあった施設のみを政府による管理下に置くかを判断することができる。

第 24 条(2)に示された方法に基づき、また、当条項に示された政府による移動制限からの特例によって、ヒトおよび動物の衛生への考えうるリスクに関する適切な監査に基づいた同等の安全策を講じることができる場合、加盟国は、移動制限を免除されることができる。

- 2. TSEへの感染の可能性が否定できないと所轄当局が判断した場合は、当該動物が生きている場合は殺処分する。その場合、脳およびその他所轄当局の判断する全ての組織を分離して、公認検査施設、第19条(1)に示された国立リファレンスラボ、あるいは第19条(2)に示されたECのリファレンスラボへ送り、第20条に示された試験方法に従って検査を行う。
- 3. 疑いのある個体のと体の部位は、全て、陰性と判断されるまで政府の管理下で保存するか、あるいは 欧州議会・理事会規則 No 1774/2002 に示された方法に従って廃棄する。
- 4. 当条項の履行規則は、第24条(2)に示された手順に従って採択される。

TSEの感染が確認された後の方策

欧州議会·理事会規則 999/2001 (EC)、第 13 条 :

- 1. TSEの感染が公式に確認された場合、ただちに下記の方策を適用しなくてはならない:
- (a) 当該個体の部位は、欧州議会・理事会規則 1774/2002 の添付資料III、B章に従った記録のために保存された部位を除き、全て同規則に従って廃棄される。
- (b) 感染リスクのある個体を全て特定するため、添付資料VII、ポイント1に従って調査が行われる。
- (c) 当規則の添付資料VII、ポイント2に従い、当条項のポイント(b)に示され調査によってリスクがあると同定された動物および製品はすべて、欧州議会・理事会規則 1774/2002 に従い、殺処分・廃棄される。加盟国の要請により、またその加盟国の管理策を特に考慮した適切なリスクアセスメントに基づき、第 24 条(2)にある手順に従って当条項に該当するウシ科の動物を生産寿命の終わりまで使用することができると判断されることがある。当条項からの免責として、同レベルの保護を保証できる他の方策が第 24 条(2)に示された手順に従って承認を得ていれば、加盟国は、その方策を適用することができる。

- 2. 第 1 条 (b) および(c)に示された方策の履行までの間、TSEの感染が確認された際に当該個体が存在した施設は、政府の管理下に置かれ、TSE感染の疑いのある個体およびそれらの個体から得た動物由来の製品の当該施設からおよび当該施設への移動は、全て、これは、当該個体および動物由来製品の即座の追跡と同定が確実に行われることを考慮した上での所轄当局の承認を受けなくてはならない。TSE感染が確認された際に当該動物が存在した施設で当該動物がTSEに暴露した施設である可能性が低いとする証拠が存在する場合は、所轄当局は、両施設、あるいは暴露の起きた施設のみのいずれかを政府による管理下に置くと判断することができる。
- 3. 第 12 条(1)の第 5 サブパラグラフに示された同等の安全策を提供できる代替体制を履行している加盟 国は、条項 1(b)および(c)の免除として第 24 条(2)に示された手順に従って、政府による動物の移動 制限の適用義務、および、当該個体のと殺および破棄を免除されることがある。
- 4. 第 12 条(2)および当条項のパラグラフ 1(a)および(c)によって殺処分された動物あるいは破棄された動物由来製品の所有者は、当該動物あるいは動物由良製品への補償を遅延なく受けることができる。
- 5. BSE以外のTSEの存在が確認された場合は、指令 82/894/EEC の権利を侵さずに、1 年ごとに委員会に通知する。
- 6. 当条項の履行規則は、条項 24(2)に示された手順に従って採択される。

欧州議会・理事会規則 999/2001 の添付資料VIIおよび当調査の 1.1.5 を参照のこと。

迅速テストでの結果が陽性となった後は、欧州議会・理事会規則 999/2001 の添付資料 III、A 章、第 I 部、ポイント 6.4 および 6.5 に示された方策がとられる。

- 6.4. 迅速試験で、陽性あるいは判定不能となった動物の死体は、B 章(III)に示された記録に関連して保管する部分を除き、皮革も含む全てを欧州議会・理事会規則 1774/2002 の第 4 条(2)(a) および(b) に従って処分される。
- 6.5. ヒトの消費用にと畜された動物が迅速試験において陽性あるいは判定不能となった場合は、当該個体と同じと畜ラインにある個体のうち、少なくとも当該個体の直前の1頭および直後の2頭を6.4. に定めた方法で処分しなくてはならない*。例外として、加盟国は、添付資料 X、C 章、ポイント3.1(b) に示された確認試験によって迅速試験の結果が陽性あるいは判定不能と確認された場合のみにおいて、前述の死体を破棄する決定を行うことができる。
 - * 農業省省令 69/2003. (VI. 25.) FVM に基づき、ハンガリーは例外を悪用することはない。

3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について

規則(法令)の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容(変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
1995 年	1995 年付け家畜に関する法令 XCI で、家畜保有者は、家畜の疾病や疾病の疑いがある場合には獣医師に連絡することとされている。これは動物衛生に関する以前の法規でも定められていた。届け出義務のある疾病や、届け出義務のある疾病の疑いがある場合だけでなく、全ての疾病、あるいは疾病の疑いがある場合において、家畜保有者は獣医師に報告するよう、動物衛生に関する法規で、過去何十年間も指示されていることを強調しておく必要がある。届け出義務のある疾病の疑いを示し、疑いがある場合には、欧州連合の法規に示された詳細な規則、農業省の動物衛生法 No 41/1997 (V. 28.) FM、その他の省令に基づき行動を取ることが、獣医師の義務である。

ハンガリーにおいては、1995 年付け家畜に関する法令 XCI によって、BSE は報告義務 のある疾病に指定されている。また、BSE が報告義務のある疾病と指定される何年も 前から、神経学的兆候を示す反すう動物は、狂犬病の疑いがあるものとして報告する 義務があり、1989 年以降は、これらの動物は狂犬病に対する検査施設における試験の 他に BSE (あるいはスクレイピー) の調査対象となっていることを強調しておきたい。

ハンガリーにおけるサーベイランスシステムは以下の通りである:

1989年から2001年 3月 神経学的兆候を示すすべての反すう動物の脳は、その他の診断結果によらず、組織病理学的方法を用いたBSEあるいはスクレイピーのための検査を受ける。また、農業省の動物衛生法No 41/1997 (V. 28.) FM (当質問票の添付資料7として添付)により、義務的な全国的モニタリングシステムの中で、と畜あるいは処分された反すう動物の脳、および、3歳を超える死亡牛および2歳を超える死亡羊(両者とも神経学的兆候を示していないものも含む)の脳の調査を行うことが示されている。この手順は、OIE 国際動物衛生法(BSE に対するサーベイランスおよびモニタリングシステム)の添付資料3.8.4.および2.3.13.章に従うものである。

反すう動物のほかに、ネコ科の動物種でも組織病理学的調査は行われていた。ハンガリーにおいては、中央獣医学研究所および5カ所の地方獣医学研究施設において、組織病理学的方法に基づくTSEの試験が行われている。これらの施設では、専門家が「OIEの診断試験およびワクチンの標準マニュアル」に従って、調査を行った。サンプリングの場所、および調査手順は、マニュアルの勧告に沿って行われている。1989年から2000年の間、1806の牛の脳と1983の羊の脳が試験され、それぞれ陰性の結果が出ている。ネコ科動物も、専門家が3800件を超える試験を行い、陰性結果が出ている。ハンガリーの山羊の飼育頭数は非常に低く、従って、1年間に検査される山羊の頭数もごく少数である(例えば1998年で11頭、1995年で5頭であった)。山羊においても、陽性結果は出ていない。

ハンガリーにおける TSE のためのサーベイランスシステムは、以下のように拡大された。

受動的サーベイランス:

2001年3月以降

神経学的兆候を示す反すう動物は、全て、公的検査機関の調査が義務づけられている(これは過去も同様である)。しかし、動物種によって検査に多少の違いがある。ウシ科の動物においては、2003 年 3 月まで、中央獣医学研究所(ブダペスト)のみが BSE に関する調査を行うことができた(2003 年 3 月より後は、2 軒の地方獣医学研究施設も検査を行えることになった)。第一段階として、0IE マニュアルに沿って組織病理学的検査が行われる。組織病理学的検査の結果が判定不能あるいは陰性、あるいは検査物質が自己融解した場合は、組織はマニュアルに示された他の診断方法(イムノブロッティング、免疫細胞化学検査、あるいは電子顕微鏡による特徴的な原繊維の検視)による試験の対象となる。他の反すう動物種の場合、中央獣医学研究所および 2 カ所*の地方獣医学研究施設が TSE のための組織病理学的検査を行うことができる。組織病理学的検査の結果が判定不能あるいは陰性で他の診断がない場合、中央獣医学研究所による免疫細胞化学検査による検査対象となる。

*2001年1月1日以降、ハンガリー内には(5カ所ではなく)2カ所の地方獣医

学研究施設のみが存在した。2004年の終わり、これらの2軒の施設は中央獣医学研究所の付属となり、CVIの地方施設となった。

能動的サーベイランス、全国モニタリングプログラム

2001 年 3 月、CVO の国内指示 32505/2001 によって、迅速試験に基づいた BSE のための新たな全国モニタリングプログラムが導入された。これらのプログラムは、関連する EU 規則の変更に伴い、2001 年 3 月以降何度か変更されたが、バイオラッド社のプラテリアテスト (Bio-Rad Platelia) がプログラム開始以来使用されている。CVO の国内指示 32505/2001 は、国内指示 32505/1/2001 および 8349/2002 によって改定された。2001 年 7 月までは、神経学的兆候を示さない 30 か月齢を超える死亡したウシ科の動物が主な対象母集団であった。ハンガリーのサーベイランスプログラムの初めての改定 (2001 年 7 月) 以降、以下のグループがモニタリング調査の対象となった。

2001年3月

・神経学的兆候を示さずに死んだ、あるいは殺処分された(感染症の流行のためにと 畜された牛を除く)24 か月齢を超えるウシ科の動物。

2001年7月まで

- ・24 か月齢を超える全ての緊急と畜されたウシ科の動物。
- ・通常と畜の対象となった30か月齢を超えるウシ科全ての個体。

2001年7月以降

2002年2月、通常と畜となる30か月齢を超える全ての牛の義務的検査が導入された。 このモニタリング検査は、中央獣医学研究所(CVI)のみが行った。

2002年2月

上述の国内機関は、確認試験に関する以下の規則を設けている。

モニタリング試験の結果が判定不能あるいは陽性の場合、当該組織はただちに確定 試験の対象となる。確定試験は、OIE マニュアルに従って脳幹の組織病理学的検査 から開始される。組織病理学的検査の結果が判断不可能あるいは陰性、あるいは検 査サンプルが自己融解した場合は、組織はマニュアルに示された他の分析方法(イ ムノブロッティング、免疫細胞化学検査、あるいは電子顕微鏡による特徴的な原繊 維の検視)による試験の対象となるが、モニタリング調査で使用された試験は対象 外となる。

2003年3月2003年5月

2003年3月、新たな CVO の国内指示 (11496/2/2003) が発行され、2003年5月1日より、24か月齢を超える全ての死亡牛の義務的検査が導入された。これらの国内指示によって、2カ所の地方獣医学研究施設 (デブレツェンおよびカポシュヴァール)が BSE とスクレイピーの迅速試験を行えることになり、また、ウシ科の動物に関しては組織病理学的検査も行えることになった。(前述の通り、これ以前は他の反すう動物の場合のみ認められていた。)

2003年6月

2003 年 6 月、ハンガリーの動物衛生に関する法規を EU 法規と統一するプロセスにおいて、伝達性海綿状脳症の予防、管理および撲滅に関する農業・地方開発大臣命令 69/2003. (VI. 25.) FVM が公布された。この法を基に、TSE 危機管理計画が 2003年の終わりに発行された。この危機管理計画では、州動物衛生サービス(Sate Veterinary Service)によって行われる公式管理についての特別な章があり、法規則の実際の履行に関する詳細な説明マニュアルが含まれている。さらに 2004年2月には、法 69/2003. (VI. 25) FVM を改定する法 22/2204. (II. 27.) FVM が発行され、

2003年11月

2004年2月

EU 加盟の日より、ハンガリーは欧州議会・理事会規則 999/2001 を直接施行している。

2003年6月25日以降

2003 年 6 月 25 日以降、BSE サーベイランスは欧州議会・理事会規則 999/2001 を基に行われている。

現行は以下の通りである。

■ リスク個体のモニタリング

24 か月齢を超える全てのウシ科の動物:

- ▶ 特別緊急と畜の対象となる。
- ▶ 疾病の症状あるいは全身状態の障害を示す。
- ▶ 死亡牛/農場死亡牛:農場で死んだ牛あるいは処分された牛。
- 健常個体のモニタリング

30 か月齢を超える全ての牛:

▶ ヒトによる消費のための通常と畜の対象 疾病撲滅キャンペーンに沿ってと畜される。

臨床的に疑われる牛に関しては、神経学的兆候を示す牛はその年齢にかかわらず、全 て検査されなくてはならない。このサーベイランスは、前述の通り 1989 年に開始さ れた。

(2)罰則規定

2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI により、動物衛生規則への違反は、20,000~3,000,000 HUF の範囲の罰金の対象となる。

BSEの疑いを報告しない者は、全て、政府による補償対象から除外される。

3.2.1.3 サーベイランスの実施主体

中央レベル:

2007年1月1日以降、中央農業局、動物保護部、動物衛生および動物保護局。

<u>地方レベル:</u>

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局

3.2.2 サーベイランスの成績

3.2.2.1 実施頭数

(1)サーベイランス実施年ごとの頭数(可能ならば、受動的/能動的サーベイランスに分けて記載)

1990年からのデータは、添付資料13および添付資料14を参照。

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故に	臨床的に	合計
			よると畜牛	疑われる牛	
1986					
1987					
1988					
1989**				127	127
1990				157	157
1991				174	174
1992				150	150
1993				139	139
1994				148	148
1995				132	132
1996				154	154
1997		19		160	179
1998	80	15		40	135
1999	30	11		82	143
2000	92	21		75	188
2001	9821	602	754	82	11259
2002	63293	1808	4422	69	69592
2003	86595	6532	4263	98	97488
2004	81461	12562	2479	62	96564
2005	67864	13378	2485	38	83765
2006	67440	13794	2581	37	
2007					

[※]上記カテゴリーはOIEによる区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ 記載すること。

** 調査初年。

(2)生まれ年別の頭数

(可能ならば、受動的/能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

ケント	文件1. 女儿	TT: -L- 4L-	てきのませい	re	人利
年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故に	臨床的に	合計
			よると畜牛	疑われる牛	
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991					
1992					
1993					
1994					
1995					
1996					
1997					
1998					
1999					
2000					
2001					
2002					
2003					
2004					
2005					
2006					
2007					

※上記カテゴリーはOIEによる区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

3.2.2.2 地理的分布状况

添付資料 14: 2006 年 ハンガリー地域別 牛の BSE モニタリング調査

地域	通常と畜牛	:		切迫と殺牛			生前検査で	臨床的に疑れ	つれた牛	死亡牛		
	>30 ヵ月	<30 ヵ月	?	>24 ヵ月	<24 ヵ月	?	>24 ヵ月	<24 ヵ月	?	>24 ヵ月	<24 ヵ月	?
Baranya	3283	0	0	6	0	0	1	0	0	980	0	0
Bács-Kiskun	3309	7	9	153	0	0	1	0	0	436	0	24
Békés	5050	2	7	19	0	0	1	0	0	1185	0	0
Borsod-Abaúj-Zemplén	4040	0	0	49	0	0	3	0	0	807	2	0
Csongrád	3852	1	1	30	0	0	0	0	0	608	0	0
Fejér	4032	10	0	990	0	0	6	0	0	1197	1	3
Győr-Moson-Sopron	5567	7	0	154	1	0	2	0	0	1260	1	6
Hajdú-Bihar	7256	6	1	114	0	0	5	0	0	1199	1	0
Heves	1482	0	0	0	0	0	2	0	0	199	0	1
Jász-Nagykun-Szolnok	5832	2	1	10	0	0	3	0	0	722	0	4
Komárom-Esztergom	1089	0	2	360	0	0	0	0	0	361	1	1
Nógrád	903	1	1	5	0	0	0	0	0	233	1	1
Pest	4174	3	1	505	0	1	6	0	0	495	6	13
Somogy	2470	3	1	20	0	0	0	0	0	706	0	0
Szabolcs-Szatmár-Bereg	3482	0	0	23	0	0	2	0	0	617	0	0
Tolna	2499	0	1	48	0	0	2	0	0	587	0	0
Vas	2263	2	1	11	0	0	0	0	0	636	0	0
Veszprém	3554	4	0	57	0	0	2	0	0	983	1	0
Zala	1748	1	1	4	0	0	1	0	0	500	0	0
Budapest	110	0	2	21	0	0	0	0	0	13	0	2
Foreign countries	1367	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
総計	67362	49	29	2579	1	1	37	0	0	13725	14	55

Bio-Rad TeSeE test (キット) が用いられた

結果はすべて陰性

?=年齢不明の牛

2006年の臨床的に疑われる牛の数:27頭

3.2.3 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合 (個体識別、歯列、指定される他の方法)を示すこと

牛の年齢決定は、ハンガリーウシ科動物個体識別登録中央データベースによる。必要な際は、サンプル採取者が、歯列を確認する。

羊と山羊の年齢決定は、動物パスポートと歯列による。

3.2.4 検査手法

3.2.4.1 検査材料採取手法(採取を行う者に関する情報(資格、その他)を含む)及びガイドライン

TSE 危機管理計画に示されたサンプリング方法(添付資料 15): サンプル採取およびサンプルの送付:

・TSE の疑いのある動物あるいはその他の神経学的兆候を示す反すう動物のサンプルは、地域の獣医官の指示により殺処分された動物から、公認獣医務官によって採取される。試験対象となるのは頭部で、公認診断施設に配達業者によって送付される。

農場で死んだウシ科動物の場合は、当該農場の動物衛生を担当する公認獣医務官によってサンプルの採取が 行われる。

通常と畜の場合、サンプルは公認獣医務官によって採取される。

・牛のモニタリング検査の際、サンプルは特別のサンプリング用スプーンによって採取される。サンプルは、 髄脳から頭部側にある脳幹の一部(8~10 cm の長さ)を含むように採取される。サンプルが解剖学的に不適 切なところから採取される場合、あるいは不適切な大きさである場合は、プリオン試験(迅速試験)は行わ れないことがある。すなわち、サンプルは不適切と判断される。サンプルはサンプリング用の容器内で低温 保存される。サンプルが凍結されると、迅速試験の結果陽性あるいは判定不能となった場合、中央獣医学研 究所が免疫細胞化学的に試験を行うことができないので、サンプルは凍結してはならない。

羊と山羊に関しては、適切なサンプル用スプーンがない場合には、頭部を試験のために送付する。適切なサンプル用スプーンがある場合は、髄脳から頭部側にある脳幹の一部 (4~5 cm の長さ) を含むようにサンプルを採取する。

3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ

(a) 疑わしい動物の場合

ウシ科動物のサンプルは、サンプルが自己融解した場合を除き、マニュアルの最新版に示された方法による 組織病理学的検査の対象となる。組織病理学的検査の結果が判定不能あるいは陰性の場合、あるいはサンプ ルが自己融解した場合は、マニュアルに示された他の分析方法(免疫細胞化学検査、イムノブロッティング、 あるいは電子顕微鏡による特徴的な原繊維の検視)による試験の対象となる。しかし、この目的で迅速試験 を使用することはできない。これらの検査のうちひとつの結果が陽性であった場合、当該動物は BSE 陽性と みなされる。

(b) BSEモニタリング

ウシ科動物のサンプルは迅速試験で検査される。迅速試験の結果が判定不能あるいは陽性の場合は、サンプルはただちに確認検査の対象となる。確認検査は、サンプルが自己融解した場合、あるいは組織病理学的検

査に適さない場合を除き、マニュアルの最新版に示された方法による脳幹の組織病理学的検査が行われる。 組織病理学的検査の結果が判定不能あるいは陰性の場合、あるいはサンプルが自己融解した場合は、(a)に 示された他の分析方法のうちひとつを行う。

迅速テストの結果が陽性あるいは判定不能であり、加えて、続く組織病理学的検査の結果が陽性であるか、 あるいは、(a)に示された他の分析方法の結果が陽性である場合、当該個体はBSE陽性とみなされる。

3.2.4.3 検査手法(一次検査、確認検査)

検査のマニュアルを添付すること 当該手法はいつから用いられているのか

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記すること

診断手順および方法は、マニュアルの 2.3.13 章に従って行われる。

- 迅速試験: 2001 2003 バイオラッド社のプラテリア BSE 検出キット
 2004 バイオラッド社 TeSeE™ 検出キット(添付資料 16)
- 2. マニュアルに従った組織病理学的検査
- 3. 2001 年以来 IHC 方法が使用されている。L42 to PrP とラベル表示されたモノクローナル抗体は、R-Biopharma 社製である。反応の検出には、DAKO LSAB2 キットが使用されている。
- 4. 確認検査および識別検査の両方でウェスタンブロット法が使用されている。識別検査では、バイオラッド社の識別キット (Discriminatory Kit) が 2005 年以来使用されている。
- 5. ELISA 陽性検出の確認のための確認試験では、バイオラッド社のTeSeE ウェスタンブロットキット (Bio-Rad TeSeE Western Blot Kit) が 2006 年以来使用されている。

上記の方法は全て(組織病理学的検査を除く)メーカーの使用説明に従って行われる。

2001年3月以前は、組織病理学的検査のみが使用されていた。それ以降は、バイオラッド社の迅速試験およびIHCが、また、2006年以降はイムノブロットが使用されている。

3.2.4.4 検査施設 (認証されている施設であること)

一次試験実施機関数	3
確認試験実施機関数	1 (上記の試験施設のひとつが
	確認試験を行っている。)

国立リファレンスラボは、中央農業局動物診断局(前中央獣医研究所)である。TSE の疑いがある場合の迅速試験および組織病理学的検査も、デブレツェンとカポシュヴァールにある 2 カ所の地方獣医学研究施設で行われる。確認試験はブダペストの国立リファレンスラボで行われる。

3.2.4.5 確認検査の判定体制(判定者の専門性及び人数を明記)

ブダペストの国立リファレンスラボにおいて、1 名の生物学者が確認試験を行っている。

3.3 BSE 認知プログラム

●BSE 認知プログラムが存在するか?

○はい→以下の問い 3.3.1 ヘ/いいえ→3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

ハンガリーには、TSEの教育プログラムがある。1991年以来、BSEおよびその他のTSEは、ハンガリー獣医大学(大学院課程も含む)での教育の一環となっている。1991~1992年、アイオワ州立大学獣医学部のクルーゲ教授(J. P. Kluge)がハンガリーを訪れた際、ハンガリーの獣医学研究者のための講習会が彼の協力を得て何度か開かれた。1996年には、英国の獣医局(Veterinary Service)の指導的立場にある専門家、ブラッドレー氏(R. Bradley)とテイラー氏(S. Taylor)がハンガリーを訪れ、獣医学研究者のためのセミナーが開かれた。地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局(前地方動物衛生および食品管理局)は、各地方内の獣医師たちに対する研修を定期的に行っている。研修では、獣医学の専門家がBSEを含む報告義務のある疾病に関する新たな情報を伝えている。また、ハンガリー科学アカデミーおよびハンガリー人獣共通感染症協会もTSE関連の会議を数回開いている。

2001 年 10 月 15 日まで、CVO による国内指示 (No 33321/2001) を基に、全ての地方の動物衛生および 食品管理局が全獣医師、農業従事者、牛農場・と畜場作業者を対象とした研修を行っていた。」2004 年、TSE 連携プログラムに関し、数回の研修がおこなわれた。

テレビ、ラジオ、新聞を通じ、あらゆる機会で、BSE 問題へ農家の人々の注意を促してきた。また、動物衛生および食品管理部、獣医学研究所、地方の動物衛生および食品管理局の専門家が、多様な農業組合の集会に赴いて講義を行った。届け出義務のある疾病や、その疑いがある場合だけでなく、全ての疾病、あるいは疾病の疑いがある場合において、家畜保有者は獣医師に報告するよう、動物衛生に関する法規で、過去何十年間も指示されていることを強調しておく必要がある。すなわち、農家の人々が通常の行動と異常な行動の区別がつき、異常な行動があれば獣医師に連絡するだけでよいことを意味する。報告義務のある疾病であることを示し、動物衛生法の詳細な規則に基づいて行動するのは、獣医師の義務である。

3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者(獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等) 及び人数

2004年、TSE 連携プログラムに関し、ハンガリーの専門家を対象に数回の研修がおこなわれた。

TSE 連携プログラムに関する研修

研修名/参加者数

ドイツにおける研修/46 ハンガリーにおける研修/150 シミュレーション訓練/約30 広報/4 ドイツにおける飼料検査研修/20 ハンガリーにおける飼料検査研修/20

TSE に関する地方の研修:

ハンガリーでは、地方での研修を開き、公務員の専門知識の更新を行っている。

TSE の連携プログラムによって、TSE 研修用資料の完全版を作成し、専門家グループがドイツでの研修を受ける(この専門家グループが後に地方の研修を担当した)など、研修のレベルが向上した。ドイツでは、TSE の連携 プログラムの後、プルグラム中に教育を受けた専門家が、連携プログラムの資料を用いて 地方レベルでの研修を開いた。これは、連携プログラムの「研修指導者を指導」するアプローチの一環である。上の表には、連携プログラムの枠組の中で直接参加した公務員のデータのみが含まれている。

この他に、地方レベルの研修によって、多数の公務獣医師やその他の専門家(農村研究者、検査専門家、畜産農家、飼料生産施設従業員など)が、最新の研修資料を入手することができるようになった。

3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる飼料の種類(説明書、裏付け文書、 その他の教材)について

添	付資料	17	参昭	
17/1/5	11 11 11 11 11	1 (_

3.3.4 BSE が確認された場合の対応

1.1.5., 3.2.1.1. (4) および3.4.4.参照。

当質問票添付資料 2 として添付された欧州議会・理事会規則 999/2001 の添付資料 VII 参照。

3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付

1996年7月1日、1995年付け家畜に関する法令 XCI が施行された。ハンガリーにおいては、1995年付け家畜に関する法令 XCI により、BSE は報告義務のある疾病とされている。また、BSE が報告義務のある疾病と指定される何年も前から、神経学的兆候を示す反すう動物は、狂犬病の疑いがあるものとして報告する義務があり、1989年以降は、これらの動物は狂犬病に対する検査施設における試験の他に BSE (あるいはスクレイピー)の調査対象となっていることを強調しておきたい。

3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

当質問票の3.2.1.1.および欧州議会・理事会規則999/2001第3条のポイント(1)を参照されたい。

農業省法規 No 69/2003. (VI. 25.) FVM セクション 19:

報告の義務

動物衛生法第5条(1) c)および e) の条項の履行により、動物の飼育および購入に携わる者は

- a)保有、飼育、あるいは輸送する動物が、神経系の疾患に関わる可能性のある神経学的兆候、行動 疾患あるいは進行性の状態の劣化を示す場合は、TSE の疑いがあることを獣医師に直ちに通知しな くてはならない。
- b) 牛、羊、山羊類の動物が死亡した場合は、死亡前に示した症状にかかわらず、全て直ちに獣医師 に通知しなくてはならない。
- c)獣医師の指示に従い、獣医師の作業を全ての面で補助し、指示された対策や診療に従う。

伝達性海綿状脳症を管理する危機管理計画には、BSE の臨床的兆候が示されている:

上記に示された疾病は、進行性の臨床的兆候を示す亜急性あるいは慢性の疾病である。具体的な臨床的兆候は動物種によって異なるが、中枢神経系の障害に関連した行動障害および臨床的兆候は必ず見られる特徴である。上記の他に、一般的状態の劣化、、また搾乳中の個体では乳量の低下がよく見られる症状である。BSE に関連した最も重要な臨床的兆候を以下に示す。(もちろん列挙された症状を全ての個体が示すわけではない。)

BSE

- 神経学的臨床兆候
- ・臆病さ、神経質、落ち着きのない様子
- ・異常に唇を舐める。
- ・搾乳への抵抗、蹴り。
- ・接触、光、音へ異常に敏感である。
- ・他の牛または人への頻繁な攻撃。
- ・異常なプロプリオセンシオ*:猫背、低く保たれた頭。
- ・体の後部の弱体、突然倒れて再び立ち上がる。
- ・ひっかき (時折見られるが、スクレイピーのときのように特徴的ではない)。
- ・歯ぎしり
- ・平常体温、一般的状態の劣化、体重と乳量の低下。

・ストレスによって臨床的兆候の発現が早まることがある。

*訳注:いわゆる「プロプリ」立ち直り反射など姿勢に関する反射

3.4.3 届出義務の推進策(届出を確実に履行する/義務付けるための措置)及び BSE が疑われる 牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI (前 1995 年付け家畜に関する法令 XCI) により、BSE の疑い、あるいは飼育している動物の死亡を通知しない飼い主には、罰金が課せられる。

動物衛生規則の不履行に対する罰金は、2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI に従い、20,000~3,000,000 HUF の範囲である。

BSEの疑い例を報告しない者は、全て、政府による補償の対象から除外される。

3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について

伝達性海綿状脳症(TSE)の予防、管理および撲滅に関する規則を履行するための行動指針の第 III 章、ポイント 1 に示された詳細規則。

1. TSEの疑い

1.1. 報告義務

1.1.1. 農場経営者あるいは動物の購入に携わる者(以下「農場経営者」という)は、動物衛生に関する規則の目的の範囲内で、保有する動物の疾病、疾病の疑いまたは死亡を獣医師に報告する義務がある。 行動指針およびTSE法に定められたこの一般規定により、農場経営者は、保有する牛、羊または山羊のTSEの疑いあるいは死亡を直ちに獣医師に報告しなければならない。

1.2. 民間(認可)獣医師の義務

- 1.2.1. 民間獣医師が、TSEの疑いのある動物に関する連絡を受けた場合は、直ちに現場を訪れ当該個体の 臨床検査を行い、正当と判断され場合は、一緒に飼育されている個体も検査する。
- 1.2.2. 検査の結果TSEの疑いが除外できない場合は、民間獣医師は、公認獣医務官あるいは地域の獣医官 に直ちに報告し、農場経営者に対しては、公認獣医務官あるいは地域の獣医官による対策が取られ るまで当該家畜群へあるいは家畜群から動物を移動してはならないことを指示する。
- 1.2.3. 反すう動物の臨床的検査結果がTSEの疑いには一致しないが神経系障害あるいは行動障害が確認される場合は、臨床検査の結果神経系障害あるいは行動障害が医学的治療を必要とする理由によるものである可能性が高い場合を除き、民間獣医師は、公認獣医務官あるいは地域獣医務官に直ちに報告しなければならない。医学的治療を必要とする理由による場合は、民間獣医師は治療を開始する。治療を行っても発症後15日以内に症状が消えない場合、あるいはその間に当該個体が死亡した場合は、公認獣医務官あるいは地域獣医務官に直ちに報告しなくてはならない。

1.3. 公認獣医務官および地域獣医務官の義務

1.3.1. TSEの疑いのある動物に関する連絡を受けた際は、公認獣医務官は直ちに現場を訪れ当該個体の臨

床検査を行い、正当と判断され場合は、一緒に飼育されている個体も検査する。臨床的兆候の詳細の描写、当該個体の個体識別データ、当該個体の月齢、輸入動物の場合は輸入年月日および出生国を記載した検査結果の記録書を作成する。危機管理計画の添付資料IV、付録5に記録書の記入例が示されている。

- 1.3.2. 臨床検査の結果によってTSEの疑いが確認された場合は、公認獣医務官は、該当個体の隔離を指示して地域獣医務官に報告し、反すう動物の場合は、当該家畜群の移動制限を指示する。
- 1.3.3. 反すう動物の臨床的検査結果がTSEの疑いには一致しないが神経系障害あるいは行動障害が確認される場合は、公認獣医務官は以下の行動をとる。
 - 臨床検査の結果、神経系障害あるいは行動障害が医学的治療を必要とした理由によるものである可能性が高い場合(アセトン血症、低マグネシウム血症など)は、公認獣医務官は、農場経営者に対し、家畜を担当する民間獣医師に連絡するよう指示するか、あるいは症状を示す個体の隔離と家畜群の移動制限を指示する。
 - 治療を行っても発症後 15 日以内に症状が消えない場合、公認獣医務官は当該家畜群の移動制限を 指示する。
- 1.3.4. 公認獣医務官による報告あるいはその他の方法でTSEの疑いのある個体の連絡を受けた地域獣医務官は、直ちに現場を訪れ当該個体の臨床検査を行い、正当と判断され場合は、一緒に飼育されている個体も検査する。臨床的兆候の詳細の描写の他に、当該個体の個体識別データ、当該個体の月齢、輸入動物の場合は輸入年月日および出生国を記載した検査結果の記録書を作成する。
- 1.3.5. 臨床検査の結果TSEの疑いが確認された場合は、地域獣医務官はTSEの疑いのある個体の殺処分およびサンプルの中央農業局獣医診断局への送付を指示し、反すう動物の場合、公認獣医務官がまだ移動制限を指示していなければ、それを指示する。
- 1.3.6. 反すう動物の臨床的検査結果がTSEの疑いには一致しないが神経系障害あるいは行動障害が確認される場合は、地域獣医務官は以下の行動をとる。
 - 臨床検査の結果、神経系障害あるいは行動障害が医学的治療を必要とした理由によるものである可能性が高い場合(アセトン血症、マグネシウム欠乏症など)は、農場経営者に対し、家畜を担当する民間獣医師に連絡するよう公認獣医務官がまだ指示していなければ、そのように指示する。あるいは、臨床的兆候を示す個体をと殺処理し、サンプルを中央農業局動物診断局へ送付するよう指示する。また、公認獣医務官が家畜群の移動制限を指示していない場合は、指示する。
 - ➤ 治療を行っても発症後 15 日以内に症状が消えない場合は、地域獣医務官は当該個体を殺処分し、 TSE検査のためサンプルを中央農業局動物診断局へ送付するよう指示する。
- 1.3.7. 公認獣医務官は、地域獣医務官の指示に従い、TSEの疑いのある個体および医学的治療が正当とされない神経学的兆候を示す反すう動物の殺処分とサンプルの中央農業局動物診断局への送付を確認する。
- 1.3.8. TSEの疑いが確認された場合、あるいは施設での検査によってTSEが確認された場合は、地域獣医務官は地方農業局の地方フードチェーン安全および動物衛生局(前地方動物衛生および食品管理局)に直ちに報告しなければならない。
- 1.3.9. 地域獣医務官による臨床検査の結果TSEの疑いが除外された場合は、地域獣医務官は公認獣医務官によってとられた対策の解除を指示しなければならない。これに従い、公認獣医務官は移動制限の決定を撤回する。

- 1.4. 地方農業局の地方フードチェーン安全および動物衛生局の義務
- 1.4.1. 地方農業局の地方フードチェーン安全および動物衛生局は、TSEの疑いを中央農業局動物保護部動 物衛生および動物保護局に直ちに報告しなければならない。
- 1.5. TSE の疑いのある動物およびその他の神経学的兆候を示す反すう動物の検査に関する詳細な 規定: 当質問票の 3.2.4.2 参照。
- 1.6. 試験に係る報告と飼料
- 1.6.1. TSEの疑いを含む神経学的兆候を示す動物に関しては、危機管理計画の添付資料IVに示された添付書類には、動物衛生法で義務づけられたデータの他に、当該個体の正確な月齢が示されていなければならない。また、当該個体が死亡したのか殺処分されたのかを示し、認知された臨床的兆候を簡単に説明し、臨床検査で作成された記録のコピーを添付書類に沿えなければならない。牛の場合は、ENARコードの全10桁が常に記載される(使用番号の記載では不十分)。送付人は、サンプルが国内の個体のものか輸入された個体のものかを示し、輸入個体の場合は、出生国を記載しなければならない。
- 1.6.2. 中央農業局動物診断局は、TSEの疑いのある動物を含む神経学的兆候を示す動物の検査に関する月間概要報告書およびモニタリング検査の月間報告書(1.3 章および付録 1-4 参照)を該当する地方農業局の地方フードチェーン安全および動物衛生局並びに中央農業局動物保護部動物衛生および動物保護局に送付しなければならない。神経学的兆候を示す牛の場合は、当該個体のENARコード全体を示すために、添付資料 4/a も記載しなければならない。
- 1.6.3. 中央農業局動物診断局は、TSE検査の結果が送付可能となった 48 時間以内に、その結果をサンプル を送付した獣医務官に書式で送付しなければならない(ポイント 1.6.4 に定められた場合を除く)。
- 1.6.4. TSE試験中に行われた確認試験でTSEの陽性が示された場合は、中央農業局動物診断局は、検査が終了した後 12 時間以内に中央農業局動物保護部動物衛生動物保護局、およびと畜場と当該個体の所属していた家畜群が該当する地方農業局の地方フードチェーン安全および動物衛生局に対し、書式で報告をしなければならない。
- 1.6.5. 地方農業局の地方フードチェーン安全および動物衛生局は、中央農業局動物保護部動物衛生動物保護局に対し、検査に関する月間概要報告書およびモニタリング検査の月間報告書を送付しなければならない(1.3 章および付録 12 参照)。神経学的兆候を示す反すう動物の場合は、付録 12 の他にポイント 1.6.6. に示されたデータを示した付録 12/aも提出しなければならない。
- 1.6.6. 牛の場合は、移動制限の対象となっている施設の名称、住所(存在地)および繁殖コードを記載し、神経学的兆候を示す場合は全ENARコードを施設ごとに記載しなければならない。羊と山羊の場合は、移動制限の対象となっている施設の名称と住所(存在地)が記載され、神経学的兆候を示す動物の個体数を施設ごとに示さなければならない。

- 2. TSEの確認とその後の対策
- 2.1. 検査施設での検査の結果TSEの感染が確認された場合、地方農業局の地方フードチェーン安全および動物衛生局による確認の後、公認獣医務官が疾病を認証する。
- 2.2. 公式なTSEの確認の後、地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局は、TSE法の添付 資料6ポイント1に従い疫学調査をおこなうよう、地域獣医務官を通じて処置をとる。公認獣医務官は、 地域獣医官の指示に従って疫学調査に参加する。
- 2.3. 疫学調査が複数の地方あるいは他の地方に関与している場合、地方農業部の地方フードチェーン 安全および動物衛生局は中央農業局動物保護部動物衛生動物保護局に連絡する。この場合、中央農業局 動物保護部動物衛生動物保護局は適切な処置をとる。
- 2.4. 疫学調査の結果、TSEに感染した個体は当該農場で感染したのではないと確認された場合、地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局は、担当公認獣医務官を通し、家畜群に対して出されいていた移動制限の解除を行うよう処置する(ただし罹患した個体の子孫、TSE法の第3条ポイント17に定められたリスクコホートに属する個体、および羊と山羊の場合は罹患した個体の両親が当該農場で飼育されている場合を除く)。これと同時に感染地域の家畜群の移動制限を指示する処置がとられる。感染が起きた場合は第25条の(1)~(4)項に定められた対策がとられる。
- 2.5. 地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局との事前協議に基づき、地域獣医務官は、添付資料6ポイント2で特定された動物および疫学調査において特定された動物の殺処分、並びにSRMの要件に従ったレンダリングを指示する。地域獣医務官は、疫学調査の中で特定された受精卵および卵子のレンダリング、またSRMの要件による飼料その他の材料および道具のレンダリングを指示する。地域獣医務官によって指示された対策は、公認獣医務官によって実行、あるいは実行のために準備される。該当する個体が殺処分されたのちすぐに移動制限が解除され、と体はレンダリングに移動され、殺菌が行われる。殺処分、移動制限、および殺菌に関する詳細な規則は、TSE法の添付資料7に示されている。
- 2.6. 疫学調査によって疾病の感染場所と考えられる家畜群並びにTSE法の添付資料6のポイント2の意義の範囲において殺処分されなくてはならない個体が飼育されている家畜群には、移動制限が指示される。これらの家畜群は、さらなるTSEの疑いを調べるため臨床試験の対象となる。
- 2.7. 地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局は、中央農業局動物保護部動物衛生動物保護 局に対し、TSE の確認を直ちに通知しなければならない。

3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無 ある場合は開始時期とその補償金額

- ・BSE が疑われる牛
 - 1996年7月1日より、政府による補償金が支払われている。補償金額は、当該動物の市場における時価による。
- ・BSE に関連して殺処分された牛 1996年7月1日より、政府による補償金が支払われている。補償金額は、当該動物の市場における時価による。
- 死廃牛

BSE が疑われる牛の場合は、1996年7月1日より、政府による補償金が支払われている。補償金額は、当該動物の市場における時価による。

Ⅱ 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.1 トレーサビリティ

1.1.1 個体識別規制の概要及び規則(法令)

BSE 関連規則について以下を明記。規則(法令)の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容(規制の変更があった場合はその都度記載する)

(1)旭门及①欧亚的旁	ならびにその内容(規制の変更があった場合はその都度記載する)
時期	規制の内容
2000 年 6 月以降	動物衛生法では、他の法令条項および繁殖規則に遵守して動物に表示をするあるいは表示させる義務は保有者にあるとされている。動物衛生法では、表示の最低要件が定められている。牛の場合では、個々の番号が事前に印刷された耳標が15か日齢に達するまでに付けられる。遺失した耳標や破損して使用ができなくなった耳標は15日以内に交換されなくてはならない。羊および山羊では、個々の番号が事前に印刷された耳標を使用する。加えて牛では、1997年より(法62/1997.(IX.10.)FMDecree に基づき)コンピュータを使用した集中識別・登録システム(ENAR)が稼働している。また2000年からは、馬と羊で新しい識別・登録システム(I&Rシステム)が農業・地方開発大臣命令29/2000.(VI.9.)FVMに基づいて稼働している。牛のシステムと同様、このシステムも関連EU法規と完全に同調している。
	動物の義務的な個体識別の他に、牛、水牛、馬、ラバ(誕生後 30 日以内に申請)、および豚、羊、山羊(動物を移動するときのみ)では動物パスポートも義務づけられている。牛の場合はENARシステムによって動物パスポートが発行され、その他の場合は市町村の職員がパスポートを発行する。農場経営者が牛、水牛、馬、あるいはラバを移動したときは、地元市町村の職員にパスポートを提出し、職員は動物を移動する許可を与える。農場経営者が豚、羊、あるいは山羊を移動したときは、職員が移動を行うためのパスポートを発行する。また、動物を移動する際には、動物衛生証明書も必要となる。証明書の様式 A に「治療」担当獣医師が署名し、様式 A を基に公認獣医務官が様式 B を発行する。「治療」担当獣医師は、当該個体が特定の検査を受け、特定の疾病がなく、移動に耐えることを証明する。動物衛生証明書に記載されている詳細の記録には、証明書番号、動物の保有者の氏名、住所、動物識別番号、動物の種類、体重、数量、性別、年齢、当該動物の使用法、投与した医薬品の詳細、ワクチンの詳細情報、健康状態の記述、輸送先の詳細情報、次の保有者、輸送車の名前と登録番号などが記載される。証明書には日付と署名が記載され、捺印される。
	 ハンガリー識別・登録システム(I&Rシステム)の基本方針は以下の通りである。 ・国家牛データベースに全ての牛を登録。 ・全ての牛飼育施設およびと畜場を国家牛データベースに登録。 ・識別は、1頭に固有の一生変わらない番号を基に行う。 ・両耳に耳標を付ける。 ・プラスティックの耳標を使用するのは以下の特徴のためである。 ・1度しか使用できない。 ・識別番号を示す数字とバーコードがレーザー技術で事前に印刷される。 ・改ざん防止設計になっている。

- ■出生証明が視覚検査で可能である。
- ・牛へ耳標を付けた場合には 15 日以内に国家牛データベースに通知しなければならない。
- ・飼育施設から他の飼育施設への移動、あるいはと畜場への移動は通知しなくては ならない。
- ・動物パスポートは、国家牛データベースに登録された牛 1 頭ごとに印刷される。 この書類は、次の滞在地またと畜場まで牛に付けられている。牛が死亡した場合、 と畜された場合、あるいは輸出された場合は、書類は発行機関に返却される。
- ・と畜場は、と畜した牛を全て報告しなければならない。
- ・輸出向け牛の荷積み地の承認獣医務官は、輸出向け運送のため荷積みされた牛を 全て報告しなければならない。

2002 年以降

2002 年、ハンガリーの牛のための I&R システムは農業・地方開省省令 99/2002. (XI.5.) FVM によって改定された。添付資料 18 参照。

(2)罰則規定

2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI(前 1995 年付け家畜に関する法令 XCI)により、牛個体識別の規則に違反した動物保有者には、 $20,000\sim3,000,000$ HUF の範囲の罰金が課せられる。

保有者が規則に違反した場合には、所轄機関が移動制限を指示することができる。

認識できない牛は、政府による補償金なしに殺処分される。

1.1.2 個体識別のための登録項目 (例:農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等)

- a) ENAR コードおよび以下のデータ:性別、種の情報、色、出生日、以前の(他の国の)識別番号、出生国、 母牛あるいは受取人の識別番号。
- b) 保有者の氏名と住所、施設のコードと住所。
- c) 飼育施設の詳細情報:出生国(施設が他の国にある場合)、施設コード(ハンガリー内にある場合)、施設に移動した日。
- d) 特定の他の法規に示された当該個体に関連して受理した保険料の詳細。要求した頭数と実際に受理した 頭数 (第2年齢層)。
- e)保有者の署名。
- f) 発行機関の名称。
- g) 発行日と通し番号。

1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

中央政府レベル:

中央農業局:動物衛生および動物保護局、および動物繁殖局

地方政府レベル:

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局

- (2)個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合:100%
- (3) 遵守状況確認の方法
- (4)確認結果(違反事例(内容)及び違反への対応)

1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

(1)月齡確認方法

牛の場合、月齢確認方法はハンガリーの牛の認識登録のための中央データベースによる。必要な場合は 歯列によって月齢を判断することがある。

(2)それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合:100

1.2 と畜頭数

月齢・区分ごとのと畜頭数

- * と畜場でと畜された個体数(地方動物衛生および食品安全局の報告に基づいたデータ)。
- ** ハンガリーの牛の認証登録のための中央データベースによるデータ。

	BSE が疑われる牛	30 ヵ月齢超の	その他の牛	全数
		健康と畜牛	(緊急と畜牛及び	
			と畜前検査で臨床	
			症状を呈した牛)	
1986	BSE の疑いのある個			
	体がと畜されたこと			
	はない!			
1987				
1988				
1989				
1990				
1991				
1992				
1993				
1994				
1995				
1996				
1997				
1998				
1999				
2000				
2001				
2002				
2003				
2004				
2005		81515	2296	
2006		67557	2336	
2007		65630	2122	

2 と畜場

2.1 と畜場の概要

2.1.1 と畜場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則(法令)の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

規制の内容
CVO の国内指示 No 32579 (添付資料 6) に基づきピッシングおよび MRM が禁止さ
れる。
農業・地方開発大臣命令 69/2003. (VI. 25.) FVM に基づきピッシングおよび MRM が禁止される。(添付資料 8 参照)
EU 加盟以降、欧州議会・理事会規則 999/2001 に基づきピッシングおよび MRM が禁止される。(添付資料2参照)

(2)罰則規定

2005 年付け家畜に関する法令 CLXXVI(前 1995 年付け家畜に関する法令 XCI)により、20,000 から 3,000,000 HUF の範囲の罰金が課せられる。

その場合、商品が没収・破棄される可能性がある。

2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

中央レベル:

中央農業局、動物保護部、動物衛生および動物保護局。

地方レベル:

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局(前地方動物衛生および食品管理局)

2.1.3 規模別と畜場数

(2007年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフ	卜数(1日当	たり)
		~100	101~500	501~	1	2	3~
と畜場数	70*						
と畜頭数	125,840						
	(2006年)						
ハンガリーと	28,480		200 頭/日		1		
畜場の一つ	(2007年)						
(2007 年に日							
本への輸出を							
行った施設)							

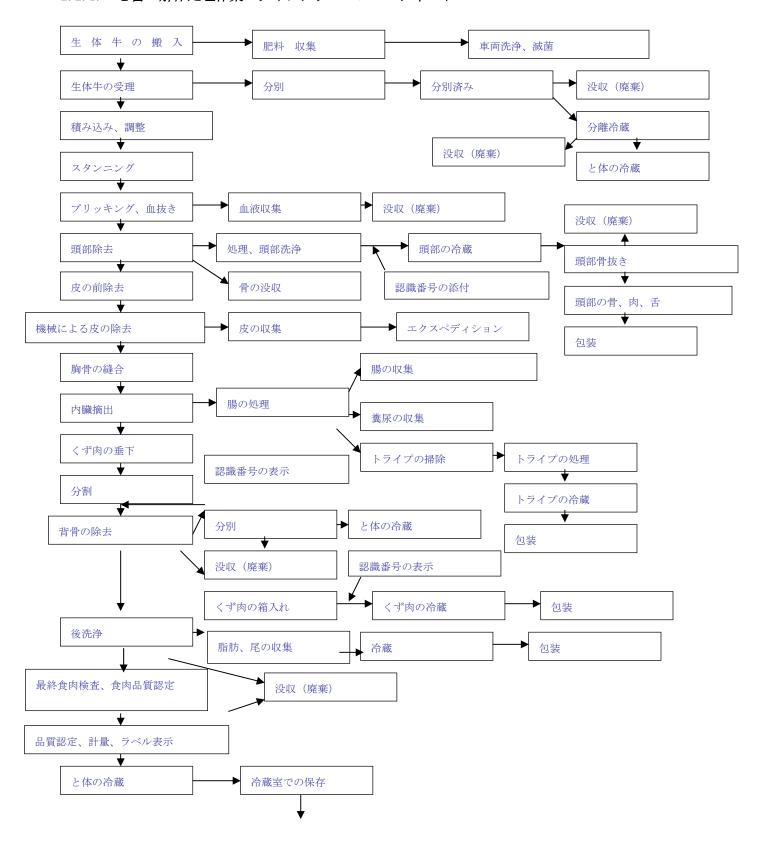
- * 作業内訳: と畜、と畜・カッティング: 52、と畜・加工: 4、と畜・カッティング・加工: 14。
- ** 他のと畜場の規模に関する 2007 年のデータはまだない。

注:現在、上記のと畜場がハンガリーで最大規模のものである。

2.2 と畜処理の概要

2.2.1 と**畜場**におけると**畜・解体処理作業**の一般的なフローチャート 図を作成

2.2.1.: と畜・解体処理作業のダイアグラムーフローチャート



2.2.2 食肉検査官・獣医官について(日本向け輸出を承認されたと斎場の公認獣医務官と補助人員)

(1)と畜場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	2
獣医官の数	2

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)(補助人員):

卒業、専門職業訓練

(獣医官)

(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)

獣医科学の卒業資格。動物衛生、食肉用家畜農場経営学の大学院コース修了資格。

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)

(獣医官)

欧州議会・理事会規則 854/2004/EC (添付資料 20) に基づく:

生前・死後検査の履行、施設と作業(と畜)の衛生管理、問題点の記録、是正措置の管理、健康マークの使用、中央政府レベルで決定した全国モニタリングプログラムに基づいたサンプル採取、入手する結果の管理、試験結果や対策を含む施設独自のチェックシステムの管理、TSE 試験。((4)参照)

(4)と畜検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

生前検査:個体識別の管理、通常と畜の決定、分別と畜、と畜の禁止と殺処分の指示、運搬中の動物保護状態の管理、積み卸しとと畜。

死後検査:スタンニング中の動物の衛生状態の管理(スタンニングの後 1 分以内に血抜きを開始)、スタンニング効果の管理(角膜反射)。

頭部の切除の後、咬筋の切開、視覚検査、リンパ節(咽頭後、下顎、耳下腺)の切開と試験。 扁桃が除去され、SRMとして処理される。

プリオンテストの結果が到着後、脱骨後に頭部がSRM容器に入れられたかどうかを管理。 剥皮と内臓摘出の間、適正な衛生基準が守られているかを管理。

内臓摘出の間:胃腸管、腸間膜、胃・腸間膜リンパ節の視覚検査、触診、必要であれば胃・胃・腸間膜リンパ節の切開。

肺、気管、食道の視覚検査、肺および気管支・縦隔のリンパ節の触診。気管および気管支の 主枝管は縦に切開しなければならない。また肺は第3後部で主軸に直角に切開しなければな らない。

心膜および心臓の視覚検査。心臓は心室を開けるように縦に切開し、心室中隔に沿って切る。 横隔膜の視覚検査。

肝臓および肝臓・膵臓のリンパ節の視覚検査と触診、肝臓の切開、胆嚢管の視覚検査。

脾臓の視覚検査、および必要な場合は触診並びに切開。

腎臓の視覚検査。腎臓と腎臓リンパ節の切開。

胸膜および腹膜の視覚検査。

生殖器の視覚検査。

乳房および乳房リンプ節の視覚検査。必要があれば乳腺上リンパ節の切開。臍帯付近を切開

して関節を開かなければならない(ヒトによって消費されないのであれば除外される)。

TSE 検査: サンプリング (添付書類の記載)、枝肉と内臓はプリオンテストの結果が到着するまで保管される。陰性結果が出た後、保管は解除され、動物健康マークが付けられる。

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

公認獣医務官および外部人員の訓練

- a) 理論研修: 獣医科学大学の疫学部の教授による BSE の疫学的問題の研修。
- b) 中央獣医研究所(現中央農業局獣医診断部) 主催の理論研修。
- c) 公認獣医務官 1 名がドイツで行われた 1 週間の BSE 訓練に参加。他の地方の大学でその知識を伝えた。

プレゼンテーションのレビュー:

- ・ドイツのシステムのプレゼンテーション。
- ・取り扱い量の多い(1週間2500頭)と畜場の訪問のプレゼンテーション。
 - ・動物保護管理、トレーサビリティ、SRM の取り扱い、サンプリング、プリオンテストの文書化。
 - 陽性結果が出た際の対策。
 - ・リファレンスラボによる確認、出生農場の公認獣医務官への情報。
 - ・陽性の場合の食肉の取り扱い、廃棄(陽性結果の前1頭と陽性結果の後2頭。と畜を50頭ずつのグループで行っていると畜場で陽性結果が出た場合、50頭全てが廃棄される。)
- ・死亡牛の取り扱い、収集施設内でのと畜廃棄物、廃棄物の分別処理、プリオンテストのサンプ リング、事務管理。
- ・レンダリング施設の作業、ABP(分類カテゴリー1、2、3の部位)の取り扱い、SRMの保管、廃棄(焼却、混合焼却)、事務管理、トレーサビリティ。
- ・公認獣医務局によるプレゼンテーション:
 - ・公認獣医務官の任務:陽性結果が出た場合の出生農場での任務、BSE 臨床例が出た場合。 通知:施設、流通業者、獣医

動物衛生局:公認獣医務官

動物健康診断施設:陽性の場合、リファレンスラボ-EUのリファレンスラボ

・BSE 診断と臨床的に疑われる牛(補償金のある場合)は殺処分:政府による移動制限:地域の通知:地域省の通知:ブンデス省の通知。

チェックリストの実行、家畜群に関するデータ、疫学調査、コホートの特定(感染牛と同じ家畜群で感染牛の誕生の前後各12か月以内に生まれた牛。その出生から1年以内のいずれかの時期かに、出生から1年以内の感染牛と共に飼育された牛:殺処分する。個体の特定ができない場合は、施設内の全ての牛を殺処分する。

飼料のトレーサビリティ、バッチに基づく加工処理工場への通知、関連業者への連絡。

2.3 と畜前検査

2.3.1 と畜前検査の概要

(1)と畜	前検査に関連する文書を添付	
生前検	査:	
個体識	別の管理、臨床検査、通常と畜の決定、分別と畜、と畜の禁止と殺処分の指示、運搬中の	
動物保	護状態の管理、積み卸しとと畜(添付資料 20 参照)。	
(2)と畜	前検査におけるハイリスク牛の定義及び診断基準	
関連ス	文書を添付	
24 1	畜場での BSE 検査	
2. T	田物での Doll (大丘	
▲ 1. =	た出 w DOD M ナナ かわし マンスよう	
	音場で BSE 検査を実施しているか?	
はい -	→以下 2.4.1 BSE 検査実施要領へ/○いいえ →2.5 スタンニング方法へ	
と畜場で	で公認獣医務官によりサンプルが採取される。サンプルの調査は中央農業局動物診断局(前中!	
研究所)	で行われる。迅速試験および TSE の疑いのある場合の組織病理学的検査も、デブレツェンと	カポシ
ュヴァー	ールにある 2 カ所の地方獣医学研究施設で行われる。確認試験はブダペストの国立リファレン	スラボ
で行われ		
C 11 4>4		
0.4.1.1		
	BSE 検査実施要領	
	と畜場における検査材料採取要領	7
2.4.2	と畜場における牛の月齢の確認方法	
	関連文書を添付	

●と畜場での BSE 検査方法は、サーベイランスに用いている BSE 検査方法と同一か?はい \rightarrow 2.4.4 検査結果へ/ いいえ \rightarrow 以下 2.4.3 検査方法へ

2.4.3 検査方法(関連文書を添付)
と畜場で使用されている検査方法(一次検査、確認検査)
一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記する
確認検査方法

2.4.4 BSE 検査結果

と畜場における1986年以降の月齢、区分毎の検査頭数

	BSE が疑われる牛		30ヵ月齢超の		その他の牛		全数	
		T _	健康と畜牛					_
	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive
1986								
1987								
1988								
1989								
1990								
1991								
1992								
1993								
1994								
1995								
1996								
1997								
1998								
1999								
2000								
2001								
2002								
2003								
2004								
2005								
2006								
2007								

2.5 スタンニングの方法

2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則(法令)

(規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

スタンニングのために圧縮空気 (ガス) を牛の頭蓋腔内に注入することは、CVO No 32579 の国内指示により禁止されている。(添付資料 6)

と畜およびと畜処理の際の動物の保護に関する 1993 年 12 月 22 日付け委員会指令 93/119/EC (最新 改訂版による)。添付資料 19 参照。

と畜場での管理は、中央政府で発行されたチェックリストに基づいて行われる。不履行が判明した場合には、リストに記載され、と殺場の所有者は問題点を解決するための行動計画を作成する義務を負う。違反は直ちに、あるいは公認獣医務官が示した期限までに、改善されなくてはならない。再調査が示すように、通常これらの対策は期限内に行われ、制裁を加える必要はおこらない。制裁を加える必要がある場合は、動物保護の罰金に関する政府命令 244/1998 によって公認獣医務官が罰金を課する可能性がある。

2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

中央政府レベル:

中央農業局:動物衛生および動物保護総局、および動物保護局

地方政府レベル:

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局

動物保護の罰金に関する政府命令 244/1998 によって公認獣医務官が罰金を課する可能性がある。

2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合 (使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か)

と畜場ではキャプティブボルトピストルが使用されている。

(2007年現在)

スタンガンを使用していると畜場数			弾丸が頭蓋腔内に	する	施設 (%)
	施設(%)	進入するか否か	しない	施設 (%)
スタンガンを使用していないと畜場数						
	施設(%)				

2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている と畜場数及び割合 (2007 年現在)

圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている			(0%)				
と畜場数							
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていない	70	(%)				
と畜場数							

2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合(2007年現在)

と畜ハンマーを使用していると畜場数	0 (0%)
と畜ハンマーを使用していないと畜場数	70 (100%)

2.6 ピッシング

2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則(法令)(規制の変更があった場合はその都度記載する) 概要を記載し、関連文書を添付

ピッシング及び MRM は、2001 年から CVO No 32579 の国内指示により禁止されている。

ピッシング及び MRM は、農業・地方開発省省令法令 No 69/2003 (VI. 25.) に基づき禁止されている。添付文書 8 参照。

EU 加盟以降、ピッシングと MRM は、欧州議会・理事会規則 999/2001 に基づき禁止されている。添付 資料 2 参照。

2.1.1 を参照。

2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

中央政府レベル:

中央農業局:動物衛生および動物保護総局、および動物保護局

地方政府レベル:

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局

2.6.3 ピッシングを行っていると畜場数及び割合

(2007年現在)

ピッシングを行っていると畜場数	0 (0%)
ピッシングを行っていないと畜場数	70 (100%)

2.7	頭部	(扁桃を含む。	舌、	ほほ肉を除く)、	せき柱	(背根神経節を含む)、	せき髄、	回腸遠位部の
	除去							

2.7.1 解体処理について

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則(法令)、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか

背割り 1 回ごとに、背割り用鋸の歯を湯(≥ 82℃)で 30 秒洗浄しているが、せき髄片は背割り 1 回ごとに分別回収されていない。

(2)回収したせき髄片の処理状況

上述のようにせき髄片は背割り 1 回ごとに分別回収されていない。せき髄片は排水中に流され、欧州議会・理事会規則 1774/2002 の添付資料 II、IX 章に従って、排水の前処理の後 SRM (カテゴリー1 物質) として処理される。

(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか

している。1回使用するごとに洗浄係が鋸と刃を洗浄、滅菌している。次の使用の前に毎回背割り鋸の歯は洗浄され(ポイント1参照)、50頭ごとに刃を洗浄したものあるいは新しいものに交換している。

(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか

なお、除去している場合は、除去方法について記載

背割り後、作業者ひとりが、特別な署名付きナイフを使用してせき柱からせき髄とせき髄硬膜を 除去している。

(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか

(0) C C	腿 7 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	間述がであり	D - 1.1	 •	014
してい	たい				

(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか

公認獣医務官の任務の一環である。

(7) 背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容

背割りを行っていないと畜場はない。

行っている。

(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか

(8) 背割りを正中線からずらすような指導を行っているか

行っていない。

2.7.2 頭部 (扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱 (背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部 の処理

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合、その概要及び規則(法令)、施設の遵守状況、関連文書を添付。 (1)頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部はと畜場内も しくはその他の場所で処理されているのか

除去後直ちに SRM は「SRM」と記された収集用容器に別途集められ、耐熱性の青い染料で染められる。 SRM 以外の部位も同じ容器に入れられる場合は、これらの部位も SRM と同様の廃棄物として取り扱われる。 SRM は 2π 所の廃棄物処理施設のいずれかに運ばれる。

法規に関しては添付資料2、3、4を参照。

SRM の詳細の規則に関しては、添付資料 12 を参照。

(2)頭部 (扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱 (背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部は どのような方法で処理されているか

SRM は 2 カ所のカテゴリー1 レンダリング (加工) 施設のいずれかで処理され、認可を受けた高機能混合焼却施設のひとつで混合燃焼によって廃棄される。

ハンガリーには、ショルトとデブレツェンの2カ所に計2箇所のカテゴリー1レンダリング施設(加工)があり、この2箇所がSRMの処理施設として指定されている。処理済みMBMは、Visonta, Beremend あるいはVácにおける慣行に従い高機能混合焼却施設で廃棄される。欧州議会・理事会規則1774/2002によって承認を受けた施設一覧は、以下のウェブページに掲載されている。

http://www.oai.hu/oai/NEW/1774_2002_list.html

2.8 衛生標準作業手順(SSOP)及び危害分析重要管理点方式(HACCP)に基づく管理

2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則(法令)

(規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

SSOP、HACCP の管理、欧州議会・理事会規則 852/2004/EC (添付資料 21)、853/2004/EC (添付資料 22)、999/2001/EC、 1974/2005/EC などの法的要件、欧州議会・理事会規則 854/2004/EC (添付資料 20) の基づいた規則、および法的根拠の管理。

2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

第1審査:食品衛生支局。第2審査:農業局地方フードチェーン安全および動物衛生局。当初、設定された重要管理点が多すぎ、公認獣医務官の任務も重要管理点として設定されていた。また、客観的に観測することが不可能のポイントも重要管理点として設定されていた。管理中にこれらの問題点が検出され、所有者が HACCP を修正した。

2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本 (BSE 対策に関する CCP を明記)

施設が HACCP 制度を運営する。他の章に洗浄と滅菌の方法やガイドが示されている。シフト前・シフト中・シフト後の管理、整備後の対策の履行の管理。 政府機関が BSE 管理に関する重要管理点を管理している。

- 頭部の検査(頭部、眼、扁桃)。
- 腸の検査(十二指腸から直腸まで)の検査。

背割り後のせき髄の除去。

骨抜き作業中の24か月齢を超える牛のせき柱。

政府による管理の他、HACCP の枠組内において、当該施設は食肉品質認定ポイントの前にと体を管理 (洗浄度、汚染度) しなければならない。また必要であれば、是正措置がとられる。ここでは施設独 自のチェックシステムの枠組においてせき柱管が管理される。

2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合

SSOP のシステムは、米国向け輸出が認可されたと畜場で導入されている。HACCP のシステムは全てのと畜場で導入されている (義務である)。

(2007年現在)

	SSOP			HACCP		
措置を導入していると畜場数		(%)		(%)
措置を導入していないと畜場数		(%)		(%)

3 食肉処理場

3.1 食肉処理場の概要

3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則(法令)の原文を添付すること。

日本への輸出向けに加工している3施設:

Pick Szeged Zrt. - Szeged - 食肉製品の加工

Kapuvári Hús Zrt. Kapuvár - 牛のカッティング

Szole-Meat Kft. Szolnoki Húsüzem Szolnok - 食肉製品の加工

(1)施行及び改正時期ならびにその内容(規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
2001年4月30日	ピッシングと MRM は、CVO の国内指令 32579 に基づき禁止されている。(添付資料 6) ピッシングと MRM は、農業・地方開発省省令 69/2003. (VI. 25.) FVM に基づき禁止されている。(添付資料 8 参照) EU 加盟以降、ピッシングと MRM は、欧州議会・理事会規則 999/2001 に基づき禁止されている。添付資料 2 参照。

(2)罰則規定

加工施設では、原料として、承認施設から得られる、検査済み、切り分け、骨抜きされた牛肉のみを使用している。切り分け施設も同様の材料を使用している。BSE 関連管理は、任意抽出した材料の記録を管理することである。

3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局、食品衛生支局。リスク分析に基づいて局が 発行した年間計画に従って、当該支局の公認獣医務官と外部人員が施設の作業を定期的に管理してい る。施設から違反の報告はない。

3.1.3 規模別食肉処理場数

(2007年現在)

Kapuvári Hús Zrt.:カッティング: 200 クオーター/日

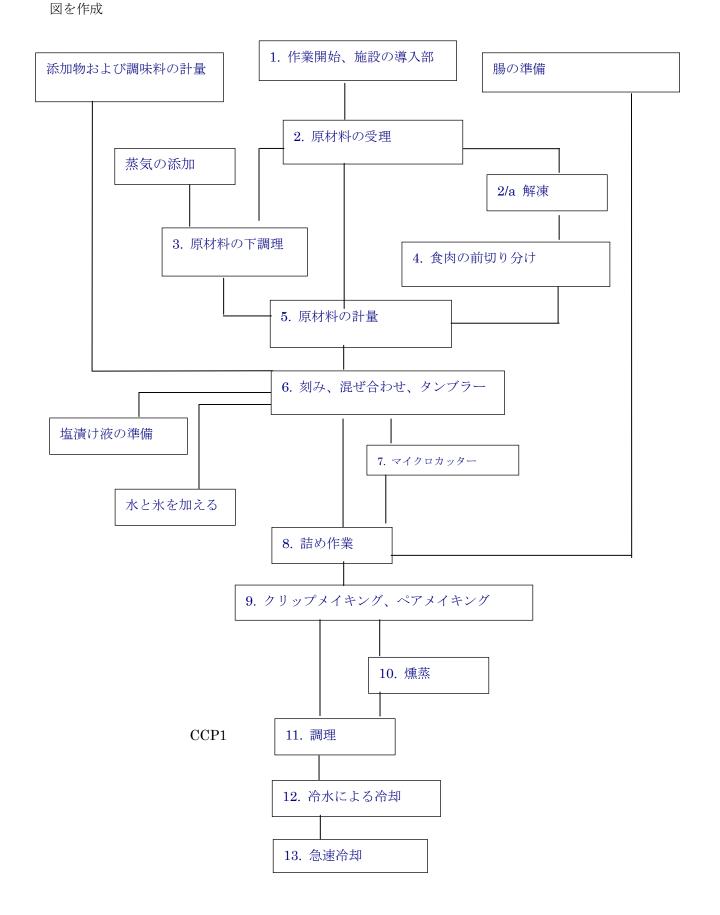
Pick Szeged Zrt: ソーセージ: 7800 トン/年

Szole-Meat Kft. Szolnoki Húsüzem: 食肉製品:54 トン/日、13,500 トン/年

	全数	規模	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数 (1日当たり)			
		~100	101~500	501~	1	2	3~		
食肉処理場数									
処理頭数									

3.2 食肉処理の概要

3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート



3.2.2 食肉検査官・獣医官について

支局のデータ (加工施設には常勤獣医務官はいないため): 常勤公認獣医務官 9 名、非常勤公認獣医務官 2 名、外部人員 17 名。

(1)食肉処理場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	
獣医官の数	

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)

専門職訓練、熟練作業員。

(獣医官)(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。) 獣医科学大学の卒業資格。

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)

外部人員は含まれない。

(獣医官)

管理は公認獣医務官によって行われ、外部人員は管理に含まれない。管理の範囲:搬入される原材料のランダムな記録。搬入される原材料の管理と識別。施設と作業の衛生状態の管理。問題点の記録と是正措置の管理。包装とラベル表示の管理。原材料と最終製品のトレーサビリティの管理。施設の衛生に関する検査室試験、中央政府レベルで決定した全国モニタリングプログラムに基づいたサンプル採取。試験結果の管理。施設独自のチェックシステムの枠組内で行われる試験結果と是正措置の管理。

(4)食肉検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

(4) 及内壳豆。	
ポイント4参照。	

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

(獣医官)

以下の項目について、一般的に実施					規制があ	る
場合は、その概要及び規則(法令)	、施設の遵守状況	、関連ス	で書を添	付。		
3.3.1 せき柱の除去手法について						
3.2 せき柱の処理方法について						
4 CCOD TAYETTA CCD ファ甘べく	☆☆ 1000					
.4 SSOP 及び HACCP に基づく .4.1 SSOP 及び HACCP に関す	• •	規則(対	(合)			
(規制の変更があった場合に			14/			
概要を記載し、関連文書を添付	The contract of the contract o	,				
.4.2 規制の実施主体及び規制実施	施後の遵守状況(i	韋反の有	無/あ	る場合はその内	ママック ないない ないない ない ない かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	5)
也方農業部の地方フードチェーンを						
` °						
4.3 代表的な SSOP と HACCP	の見本(BSE 対策	に関す	る CCP	を明記)		
i設、洗浄と滅菌の管理システムに					した重要領	管理点は、
は材料の受理および BSE 試験の陰性	±結果の管理である	3. 1.	1. 参照)	0		
4.4. A + 41 70 (B) = 10 (1) 7 (CO.D.	7 ~ % II 4 C(C) '* 7		7 ~ Nebal ∧		(000 =	F78-6-\
4.4 食肉処理場における SSOP	及び HACCP 導入	施設数/	なび割合		(2007	年現在)
SOD システンは火団輸出点は承報	大组长条内研研组、	な海コ 4	ムーン	Z HACCD S (Z	二)) 4	ヘ ナの会内:
SOP システムは米国輸出向け承認されば、 CAACCD 道 7 と		5人骨ツ	40 CV	る。HAUUP シス	アムは、3	王(の復例)
号で導入されている(HACCP 導入は	、我 伤儿。					
	SSOP			HACCP		
	2201	(%)	1111001	(%)
1月1日でサバロで、1日本1日本の数		`	,0,		`	/0/
	 			l .		

3.3 せき柱の取り扱い

数

- 4 食肉等のリスク
- 4.1 食肉および機械的回収肉 (MRM)
 - ●食肉及びMRM に関する法令に基づく規制はあるか?○はい→4.1.1 ~ / いいえ→4.1.3 ~
- 4.1.1 食肉及び機械的回収肉 (MRM) (先進的機械回収肉 (AMR) 含む) に関する規制の概要及び 規則 (法令) (規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

施設は、牛肉の管理の中に以下の作業を行う:

食肉の出荷元の管理:搬入貨物の記録と特定。搬入貨物の質的、量的管理。

公的管理は施設自体のチェック管理も含む。

欧州議会・理事会規則 853 並びに 854/2004/EC (添付資料 22 並びに 20)。

施設はMRM を使用しない。

4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)

地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局、食品衛生支局。地方農業部の地方フードチェーン安全および動物衛生局。

4.1.3 機械的回収肉 (MRM) を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数

MRM は製造されていない。

4.2 内臓

- 4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法を記載。 なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則(法令)、施設の遵守状況、 関連文書を添付。
- (1)施設において、扁桃(口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃)はいつ、どこで、どのように除去されているのか

と畜場: 欧州議会・理事会規則 854/2004/EC および 999/2001/EC (添付資料 20 並びに 2) に基づき、 内臓の管理(視覚検査、切除、触診) に関する規則が要件に定められている。

加工施設:内臓は搬入されていない。

- (1) 食肉検査の際に、扁桃は政府職員によって取り除かれ SRM 用容器に入れられる。その後耐熱染料で青く染められ、地域のレンダリング施設が搬出、処理、廃棄する。
- (2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

確認している。(と畜場における)食肉検査の一環である。

(3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

胃袋を分離・結束した後、十二指腸から回腸までの腸は別に扱われ SRM 用容器に収集される。その後耐熱染料で青く染められ、地域のレンダリング施設が搬出、処理、廃棄する。

(4)と畜検査員は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

死後検査の際に公認獣医務官が腸を検査し、ABP を輸送する許可を加工施設に与えている。

4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP 等の有無

と殺の際に、内臓を認識番号のついた容器に入れる。容器は、プリオンテストの結果が判明するまで保管される。プリオンテストの陰性結果が出た後、内臓を選別し、必要に応じて切断し、包装紙、3℃以下の保存温度で保存、あるいは低温倉庫で凍結保存される。

5 その他

- 5.1 輸出のための付加的要件等
- 5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況 (関連文書を添付)(変更があった場合はその都度記載する)

別添 BSE リスク国

	Country name	GBR level			
	Country name	П	Ш	IV	
1	Andorra		Ⅲ (12/2002)		
2	Albania		III(03/2001)		
3	Austria		III(05/2002)		BSE comfirmed
4	Belarus		III(04/2003)		
5	Belgium		III(07/2000)		BSE comfirmed
6	Bulgaria		III(06/2002)		
7	Canada		III(07/2004)		BSE comfirmed
8	Chile		III(06/2005)		
9	Croatia		III(06/2002)		
10	Cyprus		III(04/2003)		
11	Czech Republic		III(03/2001)		BSE comfirmed
12	Denmark		III(07/2000)		BSE comfirmed
13	Estonia		III(04/2003)		
14	Finland		III(05/2002)		BSE comfirmed
1.5	Former Yugoslavian		III (04 /0002)		
15	Republic of Macedonia		III(04/2003)		
16	France		III(07/2000)		BSE comfirmed
17	Germany		III(07/2000)		BSE comfirmed
18	Greece		III(12/2002)		BSE comfirmed
19	Hungary		Ⅲ (03/2001)		
20	Ireland		III(07/2000)		BSE comfirmed
21	Israel		III(09/2002)		BSE comfirmed
22	Italy		III(07/2000)		BSE comfirmed
23	Japan				BSE comfirmed
24	Liechtenstein				BSE comfirmed
25	Latvia		III(06/2002)		
26	Lithuania		III(04/2003)		
27	Luxembourg		III(07/2000)		BSE comfirmed
28	Malta		Ⅲ (09/2002)		
29	Mexico		III(07/2004)		
30	Netherlands		III(07/2000)		BSE comfirmed
31	Poland		Ⅲ (03/2001)		BSE comfirmed
32	Portugal			IV(07/2000)	BSE comfirmed
33	Republic of South Africa		III(07/2004)		
34	Romania		III(05/2001)		
35	San Marino		III(06/2002)		
36	Slovak Republic		Ⅲ (03/2001)		BSE comfirmed
37	Slovenia		Ⅲ (09/2002)		BSE comfirmed
38	Spain		III(07/2000)		BSE comfirmed
39	Sweden	II (07/2004)			BSE comfirmed
40	Switzerland		Ⅲ (02/2001)		BSE comfirmed
41	Turkey		Ⅲ (06/2002)		
42	United Kingdom			IV(07/2000)	BSE comfirmed
43	USA		III(07/2004)		BSE comfirmed